

部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行と 地域スポーツ環境の整備

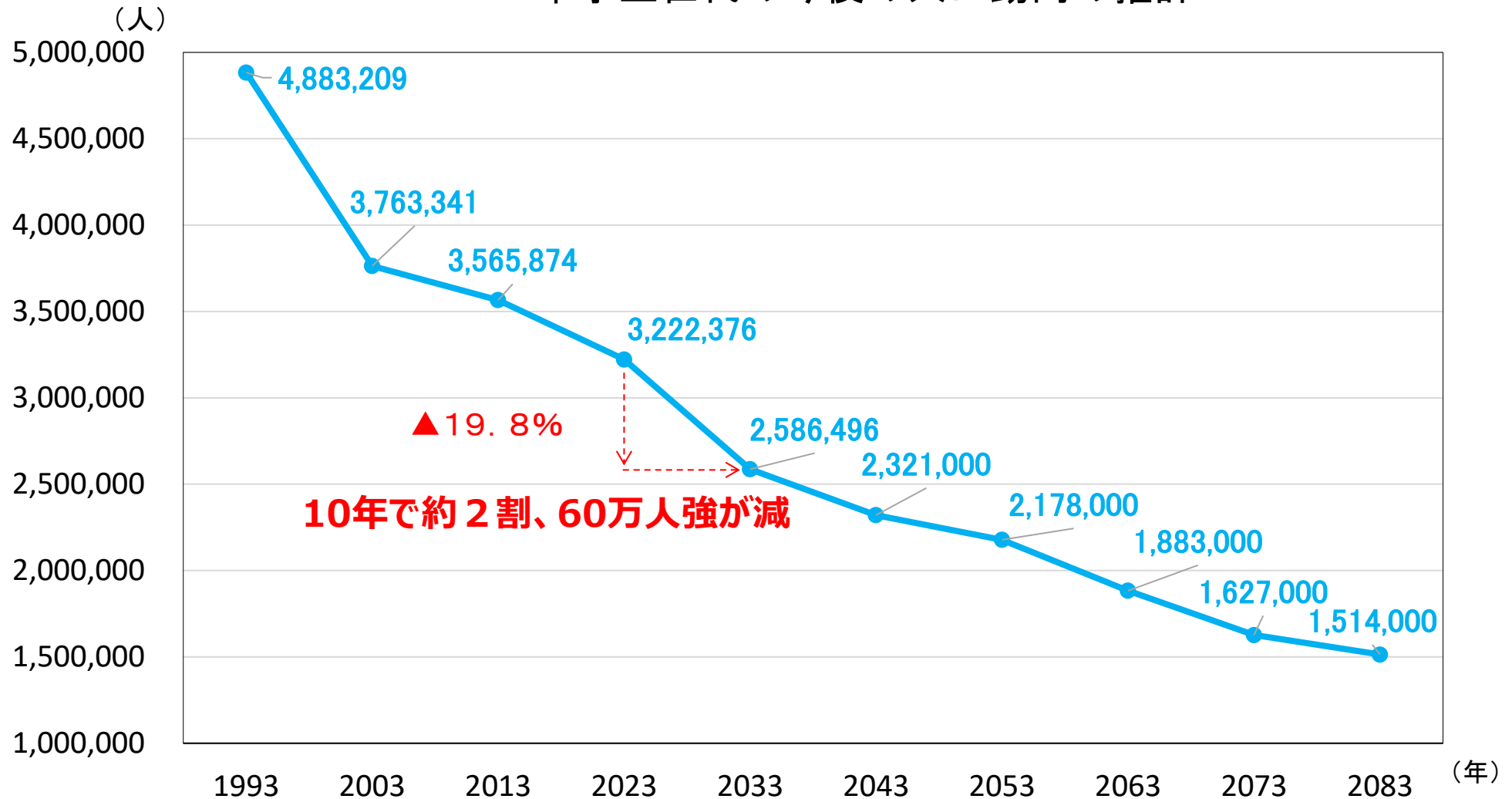
スポーツ庁地域スポーツ課
課長補佐 竹河 信裕

1. 部活動を取り巻く状況

少子化・人口減少の加速化

- 学校数の減少、それ以上に進む少子化で生徒数／学校はさらに小さくなる中、部活動は持続困難。

中学生世代の今後の人口動向の推計

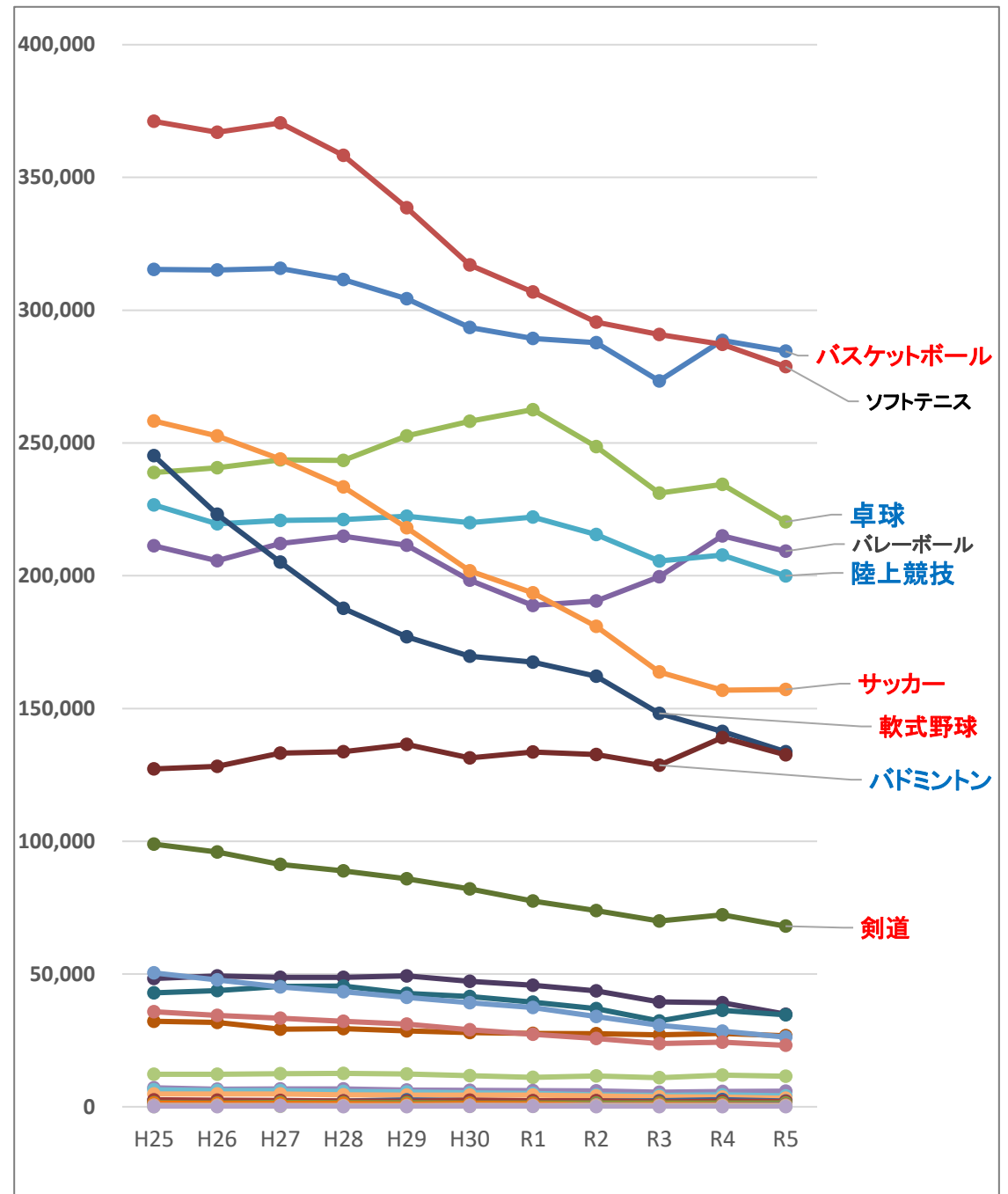


中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数

厚生労働省作成「人口動態統計」月報（2023年4月）」により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口（令和5年推計）詳細結果表」の「1. 出生中位（死亡中位）推計」を基に算出。

運動部活動に参加している中学生数の推移

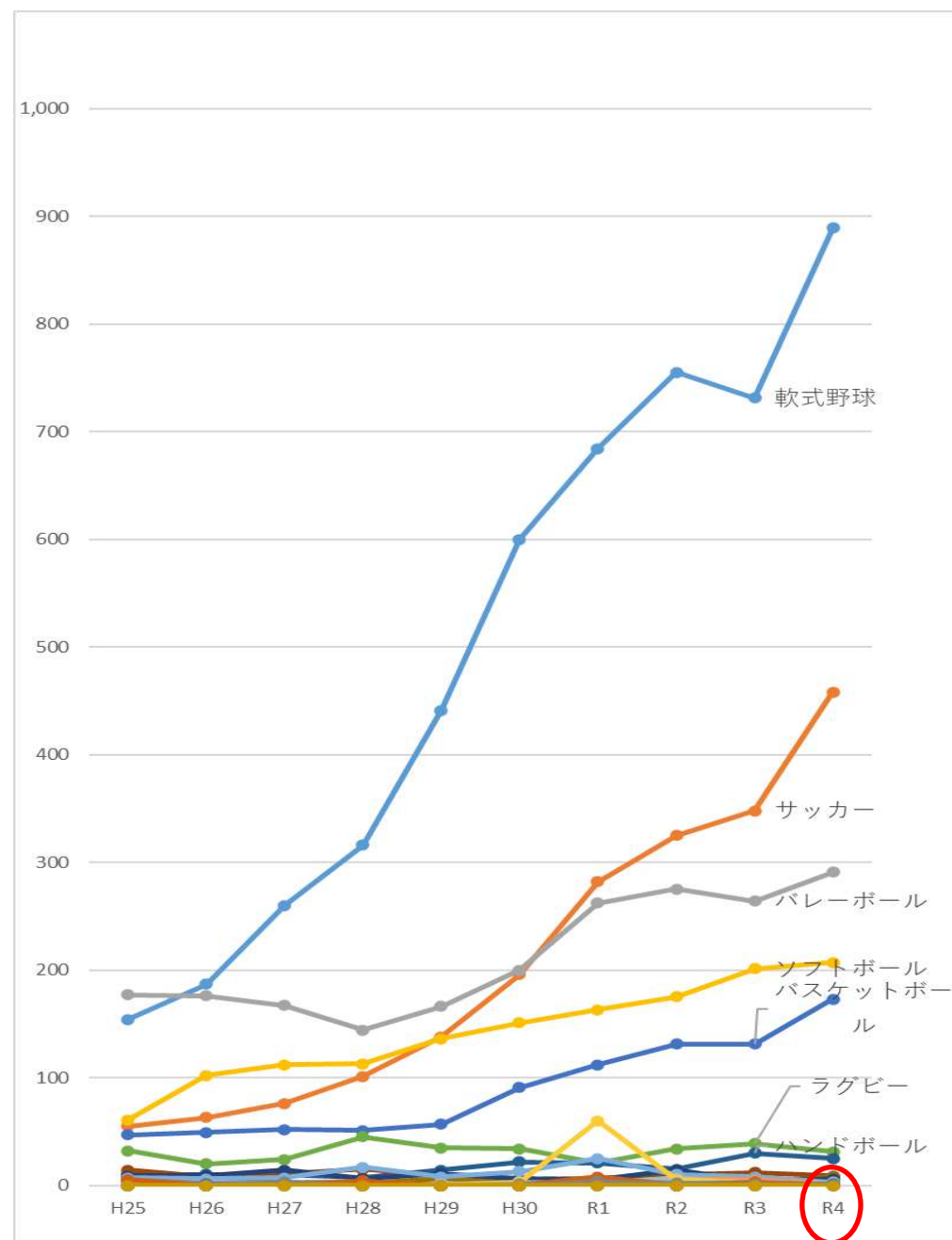
競技	H25	R5	H25との比較	
			増減率	増減
バスケットボール	315,354	284,551	-9.77%	-30,803
ソフトテニス	371,121	278,750	-24.89%	-92,371
卓球	238,854	220,288	-7.77%	-18,566
バレーボール	211,259	209,216	-0.97%	-2,043
陸上競技	226,692	199,969	-11.79%	-26,723
サッカー	258,291	157,170	-39.15%	-101,121
軟式野球	245,219	133,725	-45.47%	-111,494
バドミントン	127,239	132,512	4.14%	5,273
剣道	98,913	68,026	-31.23%	-30,887
水泳競技	48,358	34,879	-27.87%	-13,479
テニス	42,883	34,668	-19.16%	-8,215
ハンドボール	32,205	26,745	-16.95%	-5,460
ソフトボール	50,418	26,242	-47.95%	-24,176
柔道	35,809	23,131	-35.40%	-12,678
弓道	12,269	11,451	-6.67%	-818
ラグビー	7,152	5,887	-17.69%	-1,265
体操競技	6,387	4,115	-35.57%	-2,272
新体操	4,825	3,202	-33.64%	-1,623
空手	2,315	2,176	-6.00%	-139
スキー	2,641	1,918	-27.38%	-723
ホッケー	1,545	1,434	-7.18%	-111
アーチェリー	763	766	0.39%	3
なぎなた	834	696	-16.55%	-138
相撲	1,343	655	-51.23%	-688
スケート	550	467	-15.09%	-83
アイスホッケー	500	395	-21.00%	-105
レスリング	96	140	45.83%	44
フィギュア	51	22	-56.86%	-29
合計	2,343,886	1,863,196	-20.51%	-480,690



(出典) (公財) 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

中学校における合同部活動実施チームの推移【令和4年度まで】

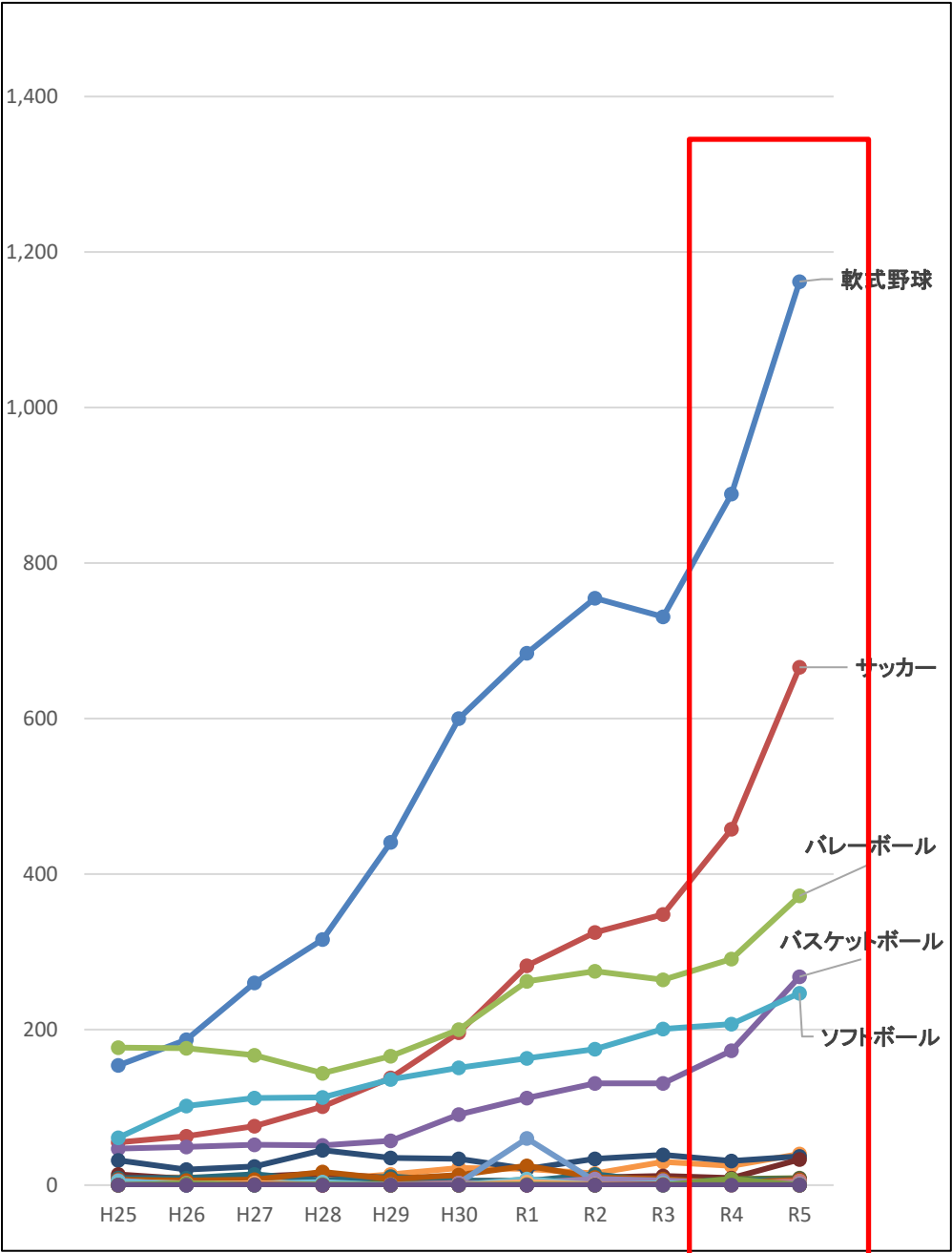
競技名	H25	R4	H25との比較	
軟式野球	154	889	477.3%	735
サッカー	55	458	732.7%	403
バレーボール	177	291	64.4%	114
ソフトボール	61	207	239.3%	146
バスケットボール	47	173	268.1%	126
ラグビー	32	31	-3.1%	-1
ハンドボール	10	25	150.0%	15
アイスホッケー	14	9	-35.7%	-5
スケート	0	8	—	8
ホッケー	5	8	60.0%	3
卓球	9	6	-33.3%	-3
柔道	6	3	-50.0%	-3
剣道	7	3	-57.1%	-4
陸上競技	5	2	-60.0%	-3
ソフトテニス	3	2	-33.3%	-1
水泳競技	0	1	—	1
バドミントン	5	1	-80.0%	-4
相撲	0	1	—	1
スキー	0	1	—	1
体操競技	5	0	-100.0%	-5
新体操	0	0	—	0
空手	0	0	—	0
合計	595	2,119	256.1%	1,524



(出典) (公財) 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

中学校合同部活動実施チームの推移【令和4年度と令和5年度の比較】

競技	R4	R5	増減
軟式野球	889	1,162	273(30.7%)
サッカー	458	666	208(45.4%)
バレーボール	291	372	81(27.8%)
バスケットボール	173	268	95(54.9%)
ソフトボール	207	247	40(19.3%)
ハンドボール	25	40	15(60.0%)
ラグビー	31	37	6(19.4%)
アイスホッケー	9	33	24(266.7%)
ホッケー	8	9	1(12.5%)
陸上競技	2	8	6(300.0%)
卓球	6	7	1(16.7%)
剣道	3	7	4(133.3%)
水泳競技	1	5	4(400.0%)
ソフトテニス	2	5	3(150.0%)
バドミントン	1	2	1(100.0%)
柔道	3	2	△1(△33.3%)
体操競技	0	0	0(0.0%)
新体操	0	0	0(0.0%)
相撲	1	0	△1(△100.0%)
スキー	1	0	△1(△100.0%)
スケート	8	0	△8(△100.0%)
空手	0	0	0(0.0%)
合計	2,119	2,870	751(35.4%)



（出典）（公財）日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

2. 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン等

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 - 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
 - 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※ **I は中学生**を主な対象とし、**高校生**も原則適用。**II～IVは公立中学校の生徒**を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ **教師の部活動への関与**について、法令等に基づき**業務改善や勤務管理**
- ・ **部活動指導員**や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ **週当たり2日以上**の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める**

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ **地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会**などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、**都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業**
- ・ 競技志向の活動だけでなく、**複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラム**の確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として**1日の休養日**を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ **困窮家庭への支援**

III 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、**段階的な体制の整備を進める**
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な人員確保
- ・ **全国大会の在り方の見直し**（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※アスリート・アーティスト等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
(学校や地域によっては存続が厳しい)

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

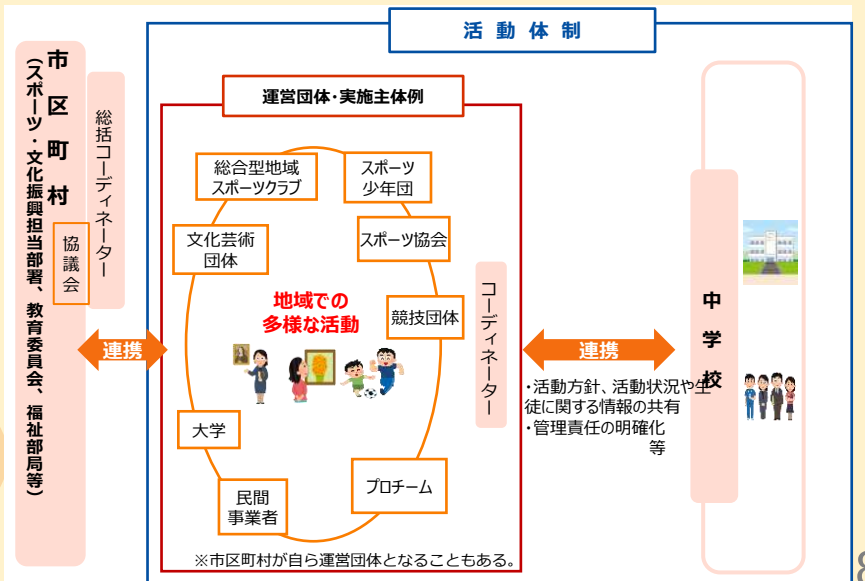
地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体 （※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体 （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者 （一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



3. 改革推進期間（令和5年度～令和7年度）の取組、 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業

方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ活動の中に部活動を取り込む。ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ活動の最適化を図り、体験格差を解消。

改革推進期間

地域クラブ活動の充実

令和5年度

令和6年度

令和7年度

令和8年度

- ・事例創出・課題の洗い出し、課題解決策の検討・試行、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析
- ・成果の普及、進捗状況の検証、地域クラブ活動の整備促進、全国的な取組の推進

- ・ガイドラインの見直し
- ・更なる支援方策の検討

部活動の地域連携や地域スポーツクラブ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和6年度補正予算額（案） 29億円



方向性・目指す姿

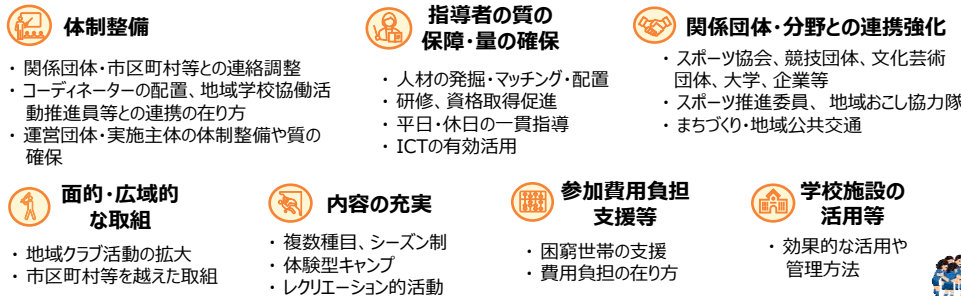
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の中に部活動を取り込む。ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

休日の部活動の段階的な地域クラブ活動への移行と地域スポーツ・文化芸術環境の一体的な整備に向け、**新たに実証事業に取り組む市区町村等を支援するとともに、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に先導的に取り組む都道府県を重点地域として指定し、域内の政策課題への対応を推進**する。また、**課題の整理・解決策の具体化、地域クラブ活動のモデル構築・プロセスの明確化、地域クラブ活動の整備促進等を早急に行う**。

（１）地域クラブ活動への移行に向けた実証 ※取組例

各都道府県・市区町村の地域スポーツ・文化芸術活動の推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業について、**新たに実施が可能となった市区町村において実施**し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を加速する。



※ 平日・休日の一貫指導や市区町村を越えた取組など、地域の実情に応じた最適化・体験格差の解消を図る意欲的な取組を推進。

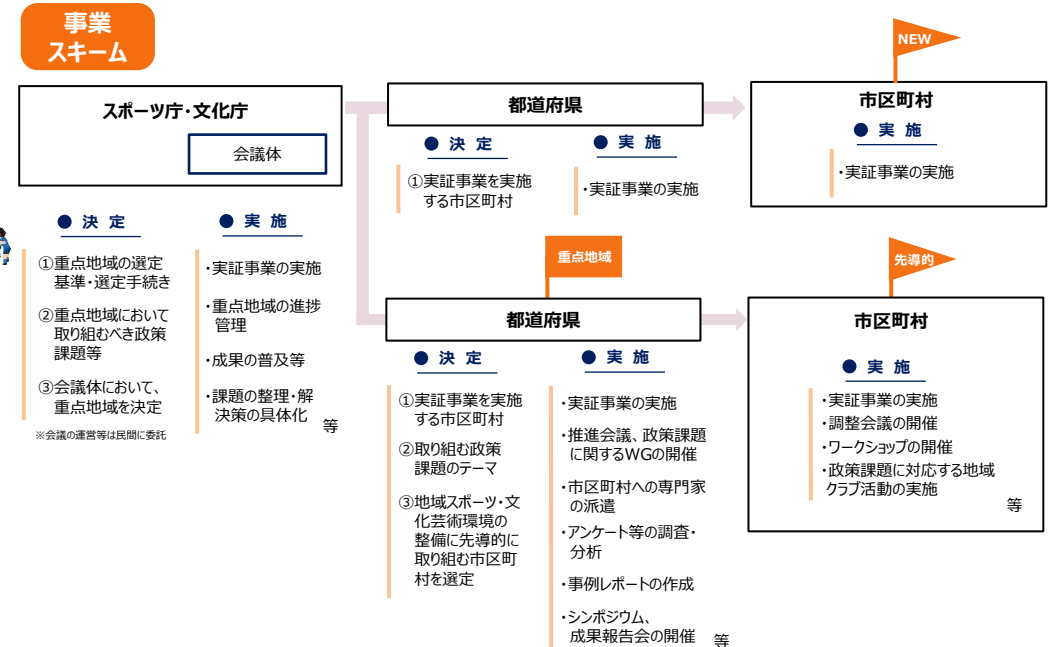
（２）重点地域における政策課題への対応

地域スポーツ・文化芸術環境の整備に先導的に取り組む都道府県を**重点地域として指定**し、政策課題に取り組むことで、**早急に政策課題の解決策を確立**する。

- ✓ 多様なスポーツ・文化芸術体験の機会の提供(マルチスポーツ環境等の整備)
- ✓ 高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組
- ✓ スクールバスの活用や地域公共交通との連携
- ✓ 不登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割
- ✓ トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり
- ✓ 企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用
- ✓ 持続的・安定的な運営を担うマネジメント人材の育成
- ✓ 体育・スポーツ・文化芸術系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート・アーティスト人材等の活用
- ✓ 学校体育・教育施設の拠点化や社会体育・教育施設との一体化などによる地域スポーツ・文化芸術の活動拠点づくり
- ✓ 動画コンテンツ等の活用
- ✓ 多様なニーズに対応した大会の開催
- ✓ 運営の効率化のためのシステム整備 等

（３）課題の整理・解決策の具体化、地域クラブ活動のモデル構築・プロセス明確化、整備促進等

- ✓ 事業成果の普及方策、地域クラブ活動の整備の進展に伴う新たな課題の整理・解決策の具体化
- ✓ 地域クラブ活動のモデルの構築・プロセスの明確化、持続的・安定的な運営に向けた仕組みづくり
- ✓ 複数自治体が連携した地域クラブ活動の整備促進方策の展開、全国的な取組の推進 等



インパクト（国民・社会への影響）

休日の部活動の地域移行と地域スポーツ・文化芸術環境の一体的な整備を通じて、子供たちのスポーツ・文化芸術活動の体験格差を解消し、子供たちの豊かな成長を支えることで、活力ある社会の形成や地域の発展に貢献。

* 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を含む。

（担当：スポーツ庁地域スポーツ課、文化庁参事官（芸術文化担当）付）

令和6年度 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業実施予定先【R6年6月時点※】

岐阜県（30市町）

岐阜市、大垣市、高山市、関市、中津川市、美濃市、羽島市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御高町

秋田県（6市町）

秋田市、能代市、大館市、大仙市、北秋田市、羽後町

青森県（2市町）

むつ市、三戸町

北海道（27市町村）

旭川市、北見市、岩見沢市、留萌市、砂川市、登別市、伊達市、北広島市、厚沢部町、蘭越町、岩内町、余市町、由仁町、長沼町、鷹栖町、中川町、利尻富士町、遠軽町、白老町、厚真町、安平町、新ひだか町、中札内村、池田町、足寄町、厚岸町、標茶町

岩手県（6市町）

盛岡市、宮古市、大船渡市、矢巾町、西和賀町、一戸町

宮城県（6市町）

気仙沼市、白石市、角田市、栗原市、大崎市、亘理町

福島県（6市町）

会津若松市、喜多方市、国見町、川俣町、会津坂下町、三春町

滋賀県（10市町）

大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、湖南市、東近江市、米原市、竜王町、豊郷町、多賀町

福井県（16市町）

福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、おおい町、若狭町

兵庫県（19市町）

姫路市、尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、三田市、丹波篠山市、養父市、宍粟市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、太子町

山口県（9市）

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、光市、長門市、美祢市、周南市

広島県（7市町）

三原市、福山市、府中市、三次市、安芸高田市、府中町、海田町

京都府（7市町）

福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、八幡市、宇治田原町、精華町

富山県（12市町）

高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、朝日町

大阪府（10市）

岸和田市、豊中市、池田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、大東市、箕面市、門真市

石川県（12市町）

金沢市、七尾市、小松市、珠洲市、加賀市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町、志賀町、中能登町、穴水町

島根県（2市）

益田市、雲南市

鳥取県

* 県が直接執行

<政令指定都市>

17市

佐賀県（4市町）

佐賀市、多久市、基山町、白石町

福岡県（9市町）

豊前市、中間市、小郡市、大野城市、宗像市、宮若市、宇美町、篠栗町、桂川町

岡山県（7市町）

玉野市、総社市、高梁市、備前市、真庭市、浅口市、和気町

長崎県（10市町）

長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、松浦市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町

大分県（5市）

竹田市、豊後高田市、豊後大野市、由布市、国東市

熊本県（14市町村）

八代市、玉名市、山鹿市、宇城市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、高森町、西原村、南阿蘇村、氷川町、山江村

鹿児島県（11市町）

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、薩摩川内市、いちき串木野市、南さつま市、奄美市、長島町、知名町、与論町

沖縄県（7市村）

宜野湾市、石垣市、糸満市、うるま市、南城市、宜野座村、渡嘉敷村

宮崎県（1市）

小林市



群馬県（8市町村）

前橋市、伊勢崎市、沼田市、館林市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町

東京都（6市区）

品川区、渋谷区、中野区、板橋区、日野市、狛江市

山梨県（7市町）

甲府市、都留市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、甲州市、昭和町

長野県（17市町村）

長野市、松本市、飯田市、須坂市、飯山市、塩尻市、千曲市、佐久穂町、富士見町、飯島町、南箕輪村、松川町、泰阜村、豊丘村、麻績村、池田町、小布施町

三重県（7市町）

四日市市、桑名市、鈴鹿市、志摩市、伊賀市、菰野町、大台町

奈良県（18市町）

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、桜井市、五條市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、安堵町、田原本町、王寺町、河合町、吉野町、大淀町、下市町

栃木県（11市町）

栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、下野市、上三川町、茂木町、壬生町、野木町

埼玉県（10市町）

熊谷市、深谷市、上尾市、蕨市、戸田市、久喜市、三郷市、鶴ヶ島市、白岡市、伊奈町

千葉県（22市町）

市川市、茂原市、成田市、佐倉市、柏市、市原市、流山市、我孫子市、君津市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、香取市、山武市、いすみ市、栄町、東庄町、横芝光町、睦沢町、大多喜町

神奈川県（4市町）

藤沢市、秦野市、大磯町、開成町

静岡県（8市）

沼津市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、裾野市、伊豆市

愛知県（14市町）

岡崎市、一宮市、春日井市、常滑市、江南市、大府市、豊明市、日進市、北名古屋市、みよし市、豊山町、大治町、阿久比町、南知多町

総実施自治体数：510市区町村※

※各都道府県において実施予定先を最終的に決定するため、今後、増減の可能性あり。

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業に係る実施方針（概要）

令和6年1月30日

● 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業に係る実施方針の位置付け等

- ✓ 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業（以下「実証事業」という。）を効果的かつ円滑に実施するため、事業実施に当たっての基本的な考え方や方向性等を整理したものとして、実施方針を示す。

● 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証

■ 実証の取組内容

- ✓ 各都道府県・市区町村の地域スポーツ推進体制等の下で、地域の実情に応じて、運動部活動の地域スポーツクラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に向けて多様な取組を実施。

<取組例>



■ 実証において取り組むべき観点

- ✓ 実証は、以下の観点に十分留意して実施。
 - ① **地域の実情等に応じた多様な地域クラブ活動のモデル（収支構造を含む）の構築等**
 - ② **地域クラブ活動の維持・運営に必要なコスト、受益者負担等と公的資金の適切なバランスの検証**
 - ③ **経済的困窮世帯への参加費用負担支援の金額・スキームの検証**
 - ④ 指導者の質の保障、適切な指導の実施、指導者の量の確保に関する方策の検証
 - ⑤ 地域クラブ活動を支える人材育成や仕組みの整備
 - ⑥ **地域クラブ活動の要件等の明確化を図る方策の検証**
 - ⑦ 全国的な取組の推進
 - 1) 実証事業を初めて実施する市区町村の取組
 - 2) 単一自治体での対応が困難な場合の市区町村を超えた取組
 - ⑧ 改革推進期間終了後を見据えた取組の推進

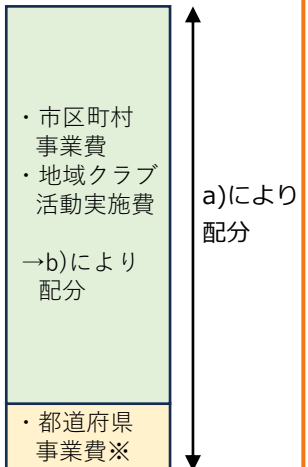
■ スポーツ庁から各都道府県への事業費の配分方法…a)

- ✓ 以下の基礎係数、傾斜配分係数、激変緩和係数等に基づき、スポーツ庁から各都道府県に対して事業費を配分
 - ・ 基礎係数：都道府県事業費※、市区町村事業費、地域クラブ活動実施費
 - ・ 傾斜配分係数：推進計画等策定状況、協議会等設置状況
 - ・ 執行状況係数：直近の実証事業の執行率
 - ・ 激変緩和係数：前年度の委託契約額 等

■ 各都道府県から市区町村への事業費の配分方法…b)

- ✓ 地域の実情に加えて、実証事業の趣旨や取り組むべき観点等を踏まえつつ、予算を効果的・効率的に使用する観点から、都道府県が市区町村に対して事業費を配分。特に以下の取組には優先的に事業費を配分。
 - ・ 地域クラブ活動のモデルの構築や検証に資する取組
→特に左記の観点①、②、③に優先的に配分
 - ・ 全国的な取組の推進に資する取組
→特に左記の観点⑦1)、2)に優先的に配分

- ※ 都道府県事業費として以下の取組等を想定した一定額を配分
 - 総括コーディネーターの配置
 - 協議会等の設置・運営
 - 市区町村への支援、実証事業の成果の検証・普及
 - 平日・休日の一貫指導（市区町村へ再委託分）



● 観点①：

➤ 地域の実情等に応じた多様な地域クラブ活動のモデル（収支構造を含む。）の構築等

- ✓ 各地域の実情等に応じた地域クラブ活動を整備する観点から、域内において、人口規模・密度、中山間地域・離島などの地理的条件、中学校数、中学校の規模、生徒数、運営団体・実施主体等に応じた**多様な地域クラブ活動（収支構造を含む。）のモデルの構築**を図る。
- ✓ 競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、例えば、体験教室やレクリエーション的な活動、複数の種目を経験できる活動、障害の有無にかかわらず誰もが一緒に参加できる活動など、生徒の志向（希望する内容も含む。以下同じ。）や体力等の状況に適したスポーツに親しむ機会を提供する地域クラブ活動のモデルの構築を目指す。
- ✓ **生徒のニーズや意見等が反映される仕組み**（例えば、生徒によるワークショップの実施や児童・生徒へのアンケート調査等）や生徒が地域クラブ活動の運営に参画して活動を支える事例の収集等を行う。
- ✓ モデルの構築に当たっては、モデルの構築に至るプロセスを分析する観点から、現場で課題解決に中心的に取り組んだキーパーソン（例えば、総括コーディネーターや教育委員会の指導主事、中学校教職員、地域スポーツ担当部署職員、体育・スポーツ協会職員、各競技団体職員、総合型地域スポーツクラブ職員、スポーツ推進委員等）の役割や取組内容、能力・経験等を明らかにし、事例として収集する。

多様な地域クラブ活動（収支構造を含む。）のモデルの構築

◆ 多様なモデルのマッピング（運営類型／規模別）のイメージ

地域クラブ活動への移行における好事例のマッピング

規模 ／ 類型		政令 指定都市	中核市	その他の市 (人口10万人以上)		その他の市 (人口10万人未満)		町村					
				10校 以上	9校 ～6校	5校 以下		10校 以上	9校 ～6校	5校 以下	5校 以上	4校 ～2校	1校
市区町村運営型	地域団体・人材活用型	★ 埼玉県 さいたま市			★ 神奈川県 秦野市			★ 福岡県 宗像市					
	任意団体 設立型											★ 長野県 飯島町	
	競技団体 運営型			★ 新潟県 長岡市								★ 福井県 美浜町	
地域スポーツ団体等運営型	総合型 地域スポーツ クラブ運営型			★ 福島県 会津若松市				★ 新潟県 村上市 ★ 京都府 舞鶴市				★ 長崎県 長与町	★ 山形県 鮭川村 ★ 富山県 朝日町
	体育・スポーツ 協会運営型	★ 静岡県 静岡市		★ 福島県 会津若松市	★ 静岡県 掛川市					★ 富山県 黒部市			
	民間スポーツ 事業者運営型			★ 沖縄県 うるま市						★ 埼玉県 白岡市			
	その他の 類型				★ 滋賀県 彦根市								★ 石川県 宝達志水町

事例集 目次

- 1.はじめに
- 2.実証事業の概要
- 3.実証事業の成果
 - (1) 運動部活動の地域移行
 - (2) 合同部活動の推進/短期間・効果的な活動の推進
- ※自治体における取組の経費や財源についても記載
- 4.実証事業先一覧表

コラム 複数団体が1つになって取り組む地域移行、生徒のニーズや意見等が反映される仕組みづくり、地域スポーツクラブ活動の収支構造例などを盛り込んだコラムを記載



主な内容

○実証事業の課題、成果や好事例を踏まえ、**休日の地域移行における運営形態の類型イメージ**や**地域移行の要素の例**を提示。
○**各取組事例のポイントや基礎情報、特徴的な取組等**を中心に紹介し、コラムでは、**複数団体が1つになって取り組む地域移行等**、各自治体に参考にしていただきたい情報を掲載。

運営形態の類型イメージ

市区町村運営型	地域団体・人材活用型	市区町村教委が地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施
	任意団体設立型	市区町村が任意団体（一般社団法人や協議会等）を創設し、任意団体が運営する形として実施
	競技団体連携型	市区町村が競技団体と連携して運営する形として実施
地域スポーツ・文化芸術団体等運営型	総合型地域スポーツクラブ運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施
	体育・スポーツ協会運営型	体育・スポーツ協会が運営する形として実施
	民間事業者運営型	民間事業者が運営する形として実施
その他	その他の類型	学校と関係する団体や地域学校協働本部、スポーツ・文化コミッション等が運営する形として実施

※上記のほか、スポーツ少年団、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、フィットネスジム、大学など多様な主体による運営が考えられる。

実証事業の成果－(1)運動部活動の地域移行－

◆ 都道府県の実証事例

自治体	概要	ページ
北海道	各市町村の現状把握や支援を円滑に行うために、北海道内14の教育局それぞれにサポートチームを配置	P.9
埼玉県	県が先導的に多様な運営形態による地域スポーツクラブ運営モデルを創出するとともに、地域スポーツクラブ活動の普及を見据え、高校入試制度の見直しを実施	P.11
岐阜県	県教育委員会と県スポーツ協会が共催で指導者研修会を実施し、県全体の指導者の質の担保を図る	P.13
山口県	山口県における地域スポーツクラブ活動の要件の例を示すとともに、市町が地域の実情を踏まえながら地域スポーツクラブ活動の要件を調整し、登録・指定等を実施	P.15
福岡県	教育委員会・知事部局・県スポーツ協会が連携して、市町村や地域スポーツ団体へ実務的な支援を実施	P.17
長崎県	教員籍の県教育委員会職員が県総括コーディネーターとして、市町村のサポートを丁寧に行うことで、地域移行に取り組む市町村数の拡大に成功	P.19

部活動の地域移行に向けた実証事業等における都道府県の主な取組

1. 推進計画・方針等の策定

- ✓ 方向性や取組内容、スケジュール、目標等を提示
- ✓ 部活動の地域移行に関する手引書、手順書等を作成

2. 推進体制の構築

- ✓ 行政の関係部局、スポーツ協会、中体連、文化芸術団体、校長会、有識者等で構成する協議会等を設置
- ✓ 行政の関係部局が参加するプロジェクトチーム、連絡会議等の設置

3. 市区町村への支援

- ✓ 地域スポーツ・文化芸術活動の専門的知見や経験、人的ネットワークを有する研究者やスポーツ・文化芸術関係者等をアドバイザー等として市区町村に派遣
- ✓ 市区町村の説明会等に都道府県の担当者を派遣
- ✓ 市区町村の担当者を対象とした説明会、研修会、情報交換会等の開催
- ✓ 複数の自治体による広域連携のための調整の場を設定
- ✓ 市区町村の教育長、担当課長、担当者等が参加して協議する場を設定
- ✓ 兼職兼業の制度設計や運用等の管理

4. スポーツ・文化芸術団体との連携

- ✓ スポーツ協会、中体連、競技団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等のスポーツ関係団体や、文化芸術団体、中文連、文化振興財団・文化協会、その他文化芸術活動に関わる各分野の関係団体への説明、意見交換、協力依頼

5. 企業との連携

- ✓ 応援企業の登録の仕組みの整備

6. 指導者の質の保障・量の確保

- ✓ スポーツ協会や競技団体、文化芸術団体等と連携した指導者研修会を実施
- ✓ 指導者研修のためのコンテンツを作成・提供
- ✓ 人材バンクの設置。登録者増加に向けたスポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、大学、専門学校、企業等への働きかけ

7. 普及・啓発

- ✓ リーフレット、チラシ、動画の作成、ウェブサイトの開設
- ✓ セミナー、シンポジウム等の開催
- ✓ 市区町村長、市区町村教育委員会、校長会、PTAへの説明・周知

8. 調査・研究

- ✓ 生徒、保護者、教師等を対象としたアンケート調査
- ✓ 市区町村を対象としたアンケート調査、ヒアリング調査
- ✓ 先進的な取組事例の収集・視察
- ✓ 都道府県内の実証事業の説明会、成果発表会の開催
- ✓ 実証事業の成果や課題等の分析・検証、課題の解決策の検討、市区町村への共有

◆ 市区町村の実証事例（運営形態の類型別のイメージ）

類型例		運営形態	参考例
区分	運営例		
A 市区町村運営型	A-1 地域団体・人材活用型	市区町村教委が地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施	北海道留萌市 千葉県袖ヶ浦市 新潟県上越市 愛知県春日井市
	A-2 任意団体設立型	市区町村が任意団体（一般社団法人や協議会等）を創設し、任意団体が運営する形として実施	静岡県焼津市 岐阜県北方町
	A-3 競技団体連携型	市区町村が競技団体と連携して運営する形として実施	新潟県新潟市 新潟県佐渡市 富山県南砺市
B 地域スポーツ団体等運営型	B-1 総合型地域スポーツクラブ運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施	栃木県佐野市 岐阜県海津市 三重県志摩市
	B-2 体育・スポーツ協会運営型	体育・スポーツ協会が運営する形として実施	北海道伊達市 茨城県守谷市 滋賀県彦根市
	B-3 民間事業者運営型	民間事業者が運営する形として実施	千葉県千葉市 東京都板橋区 大阪府大阪市
C その他	C-1 その他の類型	学校と関係する団体や地域学校協働本部、スポーツ・文化ミッション等が運営する形として実施	宮城県角田市 兵庫県尼崎市 高知県土佐町

生徒のニーズや意見等が反映される仕組み

令和5年10月28日（土）に、こども家庭庁が行う「こども若者★いけんプラス」の枠組みで、10人の中学生（9都府県）から中学校の休日の運動部活動の地域クラブ活動への移行について意見を募集した。

部活動の課題

- ・所属する部活の時間以外の時間に他の活動をしたい
- ・休みのタイミングを調整して兼部できるシステムがあったらいい
- ・部活は辞めづらいし途中入部もしづらい。
- ・顧問の先生が知識もなく、よく知らないのに口を出してくるのは困る。プランと一緒に考えてくれるだけでもいい。
- ・団体競技では特に他校と交流を持ったらいいのと思うが、先生たちの交流がない。

指導者の質

- ・すごい指導者の合同練習会があればいい
- ・（時々でも）プロに教えてもらうのは効果的で、重要。
- ・やりたい人がいればそれだけでクラブは作れる。指導者は見つけれたらいいねという感じで、好きなようにやっていけばいいのではないかな。

ニーズに応じた活動

- ・軽く・楽しむことを目的にしてほしい
- ・一つ一つの部活をゆるくしてほしい
- ・遊びでもスポーツができたらい
- ・体育で遊びたい。部活はガチすぎる
- ・勉強と両立するため、短時間でできる運動であればいい
- ・スポーツは楽しみながらできるほうがいい
- ・エンジョイしたい人と大会で勝って実績を積みたい人のバランス

金銭的不安

- ・金銭面で外部のクラブに入るハードルが下がればいい
- ・月払いだと「お金がかかるから休めない」となるので、都度支払いがいい。

交流の活性化

- ・やれる部活の種類が増えたり、他校の生徒と試合ができたりしたら嬉しい
- ・いろんな人と交流できる運動施設があれば、それを目的に運動しに行ける。

レベルに応じた活動

- ・初心者など、レベルで分けたほうがいい。
- ・指導者の人数を増やしたら、どちらのタイプの人も見えてあげられるのでは
- ・募集の際に「初心者でも優しく教えます」と記載されたりしていると初心者でも安心できる
- ・学年関係なく同じレベルからスタートだと良い。
- ・運動が苦手な人で集まっているいろいろなスポーツを経験できれば、恥ずかしくないし、得意なものや自分ができるものも見つかるのでは

多項目

- ・様々な部活・いろんな種目を体験して楽しむことができると面白い
- ・いろんな競技を練習の一環として経験できるといい。
- ・レクリエーション的なものを土日にゆったりできるといい。
- ・学校に部活という枠をつくるより、やりたい人が地域のクラブに行きやる方が続ける義務感の問題もなくいい。
- ・地域クラブの種類は部活動の種類より多いと嬉しい



やってみたい活動

スキー/スケートボード/ラグビー/弓道/卓球/パルクール/新しいスポーツをやれたらカッコいい/ボッチャやモルックといったパラリンピック競技/バンド活動/メイク/畑で何か育てることができると嬉しい

生徒のニーズや意見等が反映される仕組み

群馬県

観点：生徒の志向や希望する内容、体力等の状況に適したスポーツに親しむ機会の提供

✓ 部活動改革の主役である中学生・高校生を対象とした「ワークショップ」を開催

- 群馬県では、部活動改革の主役である中学生・高校生が、自分たちにとってより良い地域スポーツ・文化芸術活動の在り方や環境などについて本音で語り、県や市町村へ思いを届ける「ワークショップ」を開催。
- 自ら参加を希望した20人の中学生・高校生が、4人1組となり「①今の部活動の好きなところ、嫌いなところ、気になっていること」、「②これからの活動、放課後の理想的な活動」について、意見を語り合った。
- 「ワークショップ」での中学生・高校生の思いや意見等を市町村や関係団体等と共有し、今後の県及び市町村の部活動改革の推進に生かしていく。



● 観点②：

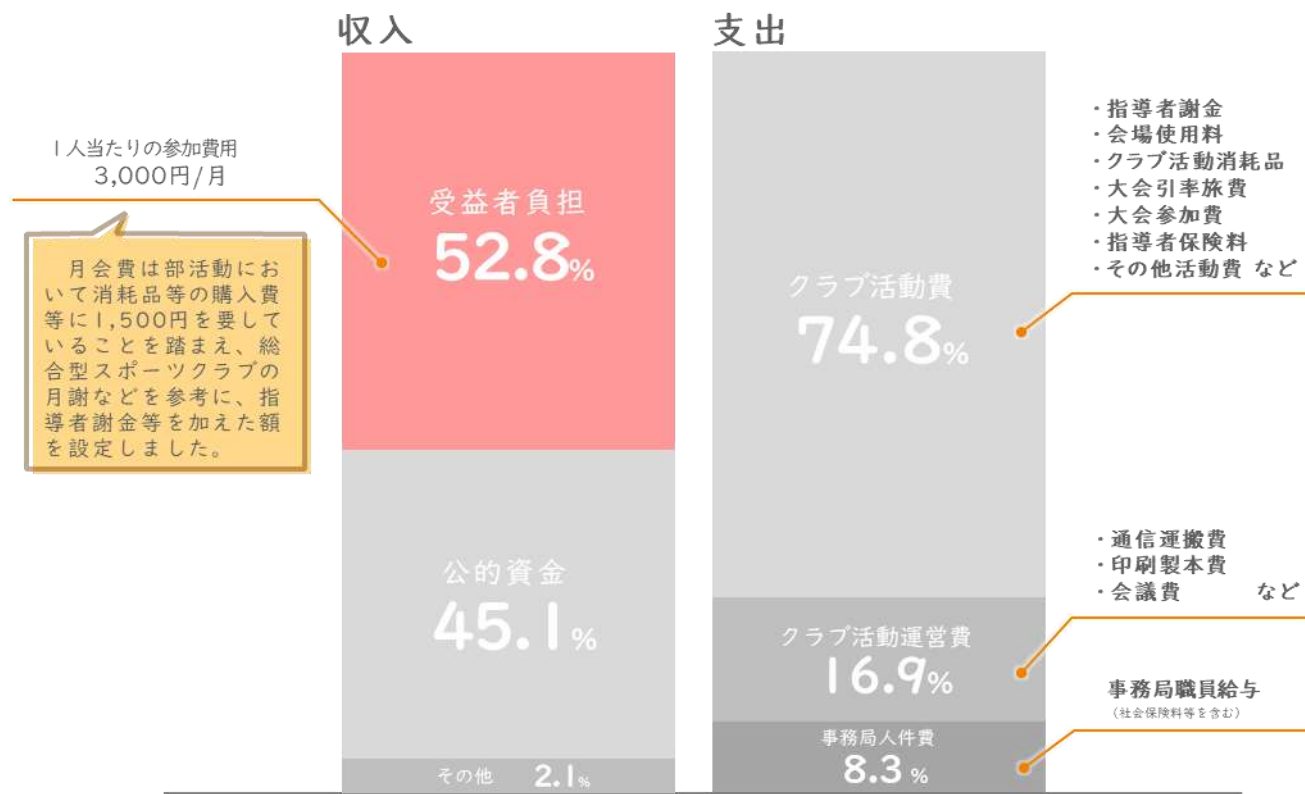
- 地域クラブ活動の維持・運営に必要なコスト、受益者負担等と公的資金の適切なバランスの検証、エビデンスとしての整理
- ✓ 持続的に活動することを前提とした仕組みづくり（例えば、国費だけではなく、受益者負担や行政・関係団体の自主財源、寄附等を活用した基金の創設、企業版ふるさと納税の活用、学校施設の管理運営の指定管理者制度や業務委託の導入等）を推進する。特に、都道府県は、域内の各市区町村における検討や取組等の状況を把握するとともに、必要な指導助言を行う。
- ✓ 将来的な枠組みや支援方策の検討等を視野に入れて、**地域クラブ活動の運営や指導者配置等に必要なコストを検証**するとともに、こうしたコストをどのように賄っていくかについて**受益者負担等と公的資金との適切なバランスも含めて収支構造を検証**し、エビデンスとして整理する。また、検証に当たっては、学校部活動においても部費等として一定の受益者負担が生じていたことにも留意する。

地域スポーツクラブ活動の収支構造例（令和5年度事例集より）

受益者負担の例



一定の割合の受益者負担により、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築



Q

保護者へ会費負担をお願いする際に工夫したことはありますか？

A

地域クラブ活動への移行には、競技ごとの説明会やクラブでの合同説明会、学校単位の説明会など、**数多くの説明会を開催しました。**

説明会では、これまでの部活動が低廉な経費で運営されていたことにも触れつつ、指導者へ適切な報酬を支払うことや運営を担う事務局の職員を配置することなど、**持続的な活動を行うための費用を負担していただく必要がある**ことを丁寧に説明しました。

Q

会費負担をしている保護者の方の声を教えてください。

A

今年で2年目を迎えますが、会費負担の件で保護者から御意見をいただくことはほとんどなくなりました。会費負担の必要性を十分に周知できた成果であると考えています。

また、クラブ活動事務局職員を配置したことで、**保護者が会計業務等を行う必要がなくなり、「負担が軽減された」という声が届くなど、地域クラブ活動のメリットが徐々に伝わっています。**

自治体情報

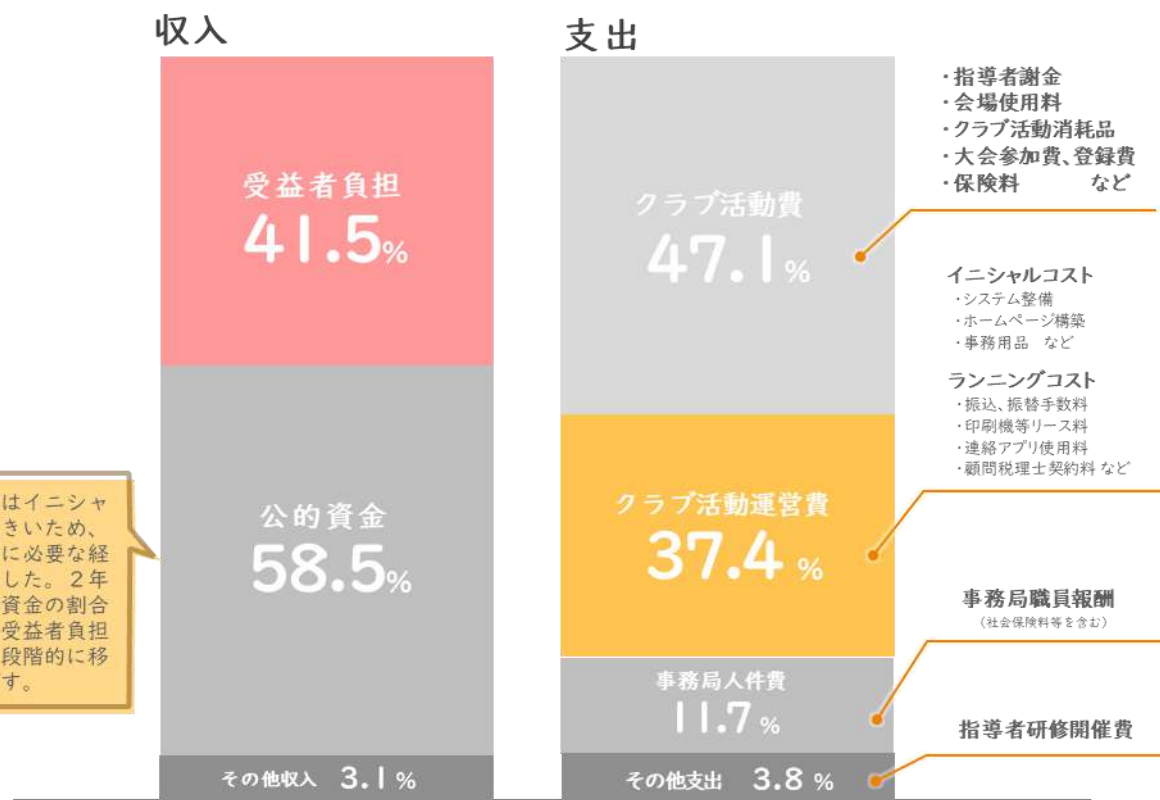
人口規模	参加者数	クラブ数	年間活動回数	総支出額
約4万人	約400人	21クラブ	約70回	27,271,815円
				1人の1か月当たりの費用：5,682円 1人の1回当たりの費用：812円

地域スポーツクラブ活動の収支構造例（令和5年度事例集より）

自治体負担の例



クラブ創設時のイニシャルコストを自治体が負担。受益者負担による運営へ段階的に移行。



創設初年度はイニシャルコストが大きいので、自治体が創設に必要な経費を支援しました。2年目以降は公的資金の割合を少なくし、受益者負担による運営へ段階的に移行する予定です。

Q

創設時のクラブ活動の事務局を運営するために必要な経費を教えてください。

A

クラブの創設時には、システム整備や運営スタッフ・指導者の研修等のために大きな経費（イニシャルコスト）が必要になりました。

運営をする上では、クラブ活動の指導者への謝金や消耗品購入費のほか、会計管理や労務管理をする運営スタッフの人員費や各クラブを巡回し、指導・相談対応等を行うエリアマネージャーの報酬等のランニングコストも必要です。

Q

今後、新たに必要になる経費は、どのようなものが考えられますか？

A

例えば、現在の支出には、大会引率に係る指導者謝金や審判への報酬は計上されていません。また、クラブ活動に必要な備品や消耗品等についても、現在は学校が所有しているものを借用していますが、将来的には買い替えるための費用が必要になります。

クラブ運営や活動に必要な経費を把握し、適切な財源確保に努める必要があると考えています。

自治体情報

人口規模	参加者数	クラブ数	活動回数	1年目の総支出額
約40万人	約1,900人	150クラブ	月4回程度	57,430,000円

持続的な活動とするための仕組みの構築（ふるさと納税型クラウドファンディング）

◆ 茨城県守谷市の取組「守谷市地域クラブ活動応援サポート」

● 令和5年度

子どもたちの多様なニーズに応え、スポーツや文化に親しむ機会を創出するため、新たな種目の開設や指導者の研修・指導にかかる経費、小学生に向けたクラブの開設など、子どもたちの成長を促すために必要な費用の確保へ向けたクラウドファンディングを実施。



取組期間

90 日間 2023年11月22日
～2024年2月19日

寄付金額

5,691,000 円

支援人数

237 人

達成率

117 %

▶ 寄附金の使い道

- ・新たな種目の創設費用（硬式テニス、ダンス等）
- ・拠点整備費用（運動施設の新設や改修等、活動施設の環境整備費用）
- ・体験教室の開催費用・指導者養成講習会の開催

【指導者研修の例】

ハラスメント・コミュニケーション・チームビルディングに関する研修
医科学的視点から見たスポーツ指導、エビデン研修等

▶ 令和5年度の実績例

- ・新たな種目（硬式テニス、ダンス）の創設
- ・指導者の養成
- ・体験教室の開催



プロダンサー、振付師による小学生対象のダンス体験教室終了後の様子

● 令和6年度

「今、子どもたちがやりたいことを応援する！」を目標に掲げ、クラウドファンディングを実施。集まった寄付金を守谷市教育文化振興基金に積み立て、来年度以降の地域クラブ活動の運営費用に使用。

今、子どもたちがやりたいことを応援する!



実施期間：2024年10月3日～2024年12月31日



寄附

ふるさと納税型クラウドファンディング

↓ 積立

守谷市教育文化振興基金

↓ 活用



地域クラブ活動の運営費用

▶ 寄附金の使い道

- ・学校部活動にはない新しいスポーツ競技、文化芸術活動の体験活動や新しいクラブの創設費用
- ・各種目の専門コーチの雇用費用
- ・地域クラブ活動を安全に行うための指導者講習会の開催費用
- ・地域クラブ活動に必要な備品の購入費用 など



● 観点③：

- 観点②を前提とした経済的困窮世帯への参加費用負担支援の金額の検証、個人情報保護や手続き、事務負担等の観点からの参加費用負担支援のスキームの検証、好事例の収集

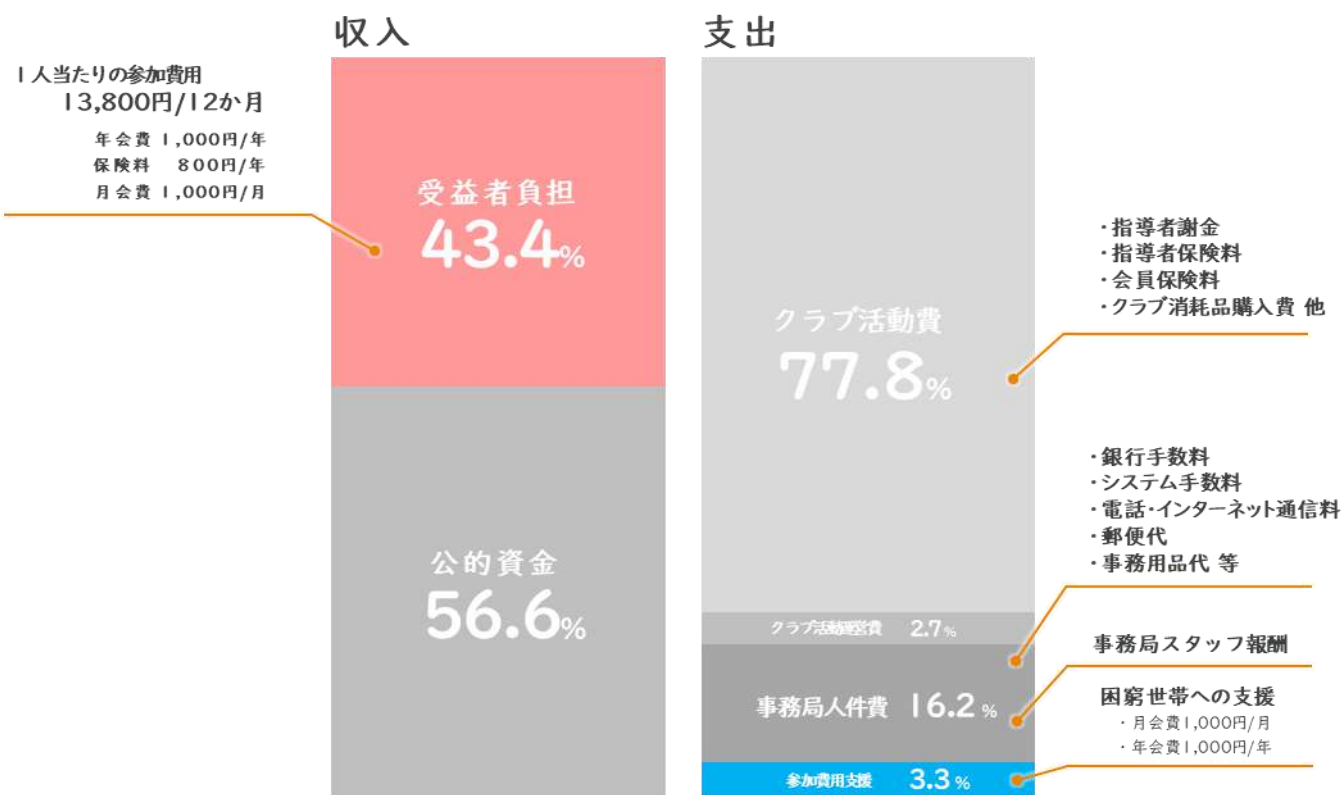
- ✓ 将来的な枠組みや支援方策の検討等を視野に入れて、**地域クラブ活動のモデルに応じた経済的困窮世帯への参加費用負担支援の金額を検証**し、エビデンスとして整理する。
 - これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - ・参加費の月額3,000円のうち、経済的困窮世帯には月額2,000円を実質的に減免。
- ✓ 個人情報の保護、保護者による手続きの負担、地方自治体や運営団体の事務負担等の観点から、域内における地域クラブ活動の運営団体の類型等に応じた経済的困窮世帯への**参加費用負担支援のための手続等のスキームを検証**するとともに、好事例を収集する。
 - これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - ・保護者等が、地域クラブ活動の運営団体に就学援助決定通知書の写しを持参して申請することにより、参加費等を減免する。
 - ・地域クラブ活動の運営団体への参加申込の際に、保護者等から個人情報に関する同意、手続きの委任等を受け、運営団体が地方自治体に確認した上で、対象者の参加費等を減免する。

地域スポーツクラブ活動の収支構造例（令和5年度事例集より）

会費支援等の例



経済的な理由で子供がスポーツ活動への参加をあきらめることがないように会費を支援



Q

経済的な事情がある家庭へどのように支援をしていますか？

A

クラブでは、年会費、月会費及び保険料を、参加する生徒の家庭に御負担いただいています。

経済的な理由で子供がスポーツ活動への参加をあきらめることがないように、対象となる家庭には、年会費と月会費の全額を自治体が支援しています。なお、月会費は年3回に分けて納めていただいておりますが、支援の対象となる家庭には年度末にまとめて返金をしています。

Q

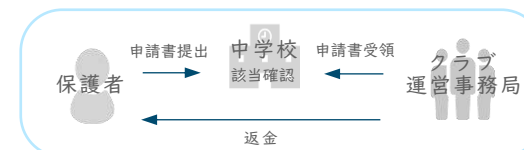
会費等の支援をする際に工夫していることはありますか？

A

個人情報に配慮し、クラブを介さず保護者が中学校へ申請書を提出し、中学校において対象者であることを確認する方法としました。また、対象者の情報は、運営事務局の中でも会計担当等の限られた者しか扱わないこととしています。

自治体情報

人口規模	参加者数	クラブ数	活動回数	総事業費
約30,000人	342人	21クラブ	年間約40回 (月4回程度)	6,338,651円
				1人の1か月当たりの費用: 1,976円 1人の1回当たりの費用: 494円



● 観点⑥：

➤ 地域クラブ活動の要件等の明確化を図る方策の検証、好事例の収集・普及

- ✓ ガイドラインに沿った生徒のスポーツ活動の場として地域クラブ活動を推進するとともに、地域クラブ活動を提供する新たな運営団体・実施主体の参画を促進する観点から、**特に、公的支援（例えば、財政的支援、公共施設の優先利用、使用料減免等）の対象となる地域クラブ活動の要件や基準等を明確化**する取組を検証するとともに、好事例を収集する。

➤ これまで試行されている事例、想定される取組例等

- ・都道府県が示した地域クラブ活動の要件を踏まえ、市区町村が地域の実情を踏まえながら、地域クラブ活動の要件を調整して設定し、登録・指定等を実施。
- ・市区町村が、独自に認定制度を設けて、地域クラブ活動を認定。

地域クラブ活動の要件や基準等を明確化

- ✓ 都道府県が示した地域クラブ活動の要件を踏まえ、市区町村が地域の実情を踏まえながら、地域クラブ活動の要件を調整して設定し、登録・指定等を実施。

● 山口県の実例

「地域クラブ活動の要件」

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承する活動であることを踏まえ、単に中学生が加入するスポーツクラブ・文化芸術クラブ等とは区別する必要があると考えられる。特に、行政からの支援の対象となる地域クラブ活動については、この方針に従って、例えば、市町が以下のような要件を設定し、登録・指定を行うなど適切な地域クラブ活動として運営されることが望ましい。また、必要に応じ、地域の実情を踏まえながら、近隣市町と要件を調整することも想定される。

市町が認める地域クラブ活動であることとして、

- 国が通知した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること
 - 学校部活動の全部、または一部を引き受ける団体であること
 - 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること
 - 規約・定款等に基づき団体の運営を行い、会計について公の場で承認を受け、適切にされていること
 - 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向けて、必要に応じて学校と連携する体制が整備されていること
 - 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または市町が基準として示す指導者研修会等を受講した指導者が携わっていること
 - 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること
 - 適切な活動時間や休養日等を設定していること
- などの要件が考えられる。

山口県
新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針

令和5年（2023年）10月
山口県 山口県教育委員会

出典：山口県、山口県教育委員会「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（令和5年（2023年）10月）

●北海道北見市の取組例

「北見市地域クラブ活動認定制度」について

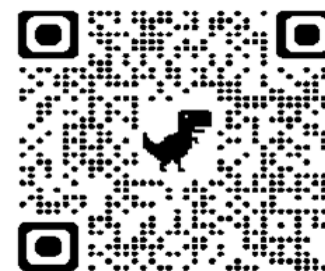
北見市立学校における部活動の受け皿として、北見市地域クラブ活動に認定し、支援することにより、中学生等のスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境の充実を図るとともに、生涯スポーツ・生涯学習社会の実現を図ることを目的とする。

<認定の要件>

- ・部活動の地域の受け皿として、中学生等を対象にスポーツまたは、文化芸術活動を行い、専門性の高い指導を目指すこと。
- ・「北見市立学校における部活動の在り方に関する方針」に沿った活動（休養日・活動時間については遵守）であること。
- ・北見市内の社会教育施設等の公共施設または学校施設を活動の拠点としていること。
- ・地域クラブに参加する会員（中学生等及び保護者）が自由に加入及び脱会できること。また、脱会の際には会費等の取り扱いを明確にしておくこと。
- ・団体の規約、年間活動計画、年間収支予算、役員名簿等を整備していること。
- ・会員から運営に必要な会費等を徴収していること。
- ・営利を目的とした団体でないこと。
- ・中体連等の各種大会は、地域クラブとしての参加を原則とすること。

認定地域クラブ活動への支援

- ・各種大会、コンクール等への参加補助
- ・就学援助世帯へのクラブ活動費の給与
- ・北見市ホームページでの活動紹介



北見市地域クラブ
活動認定制度

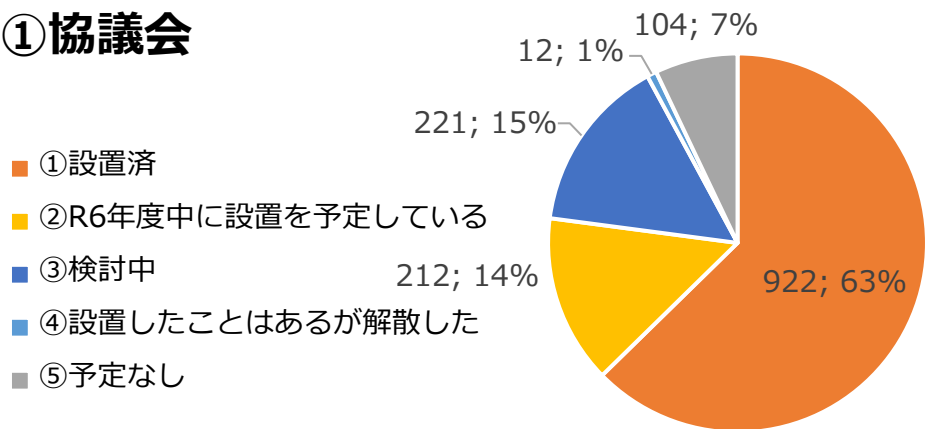


北見市認定地域
クラブ活動の紹介

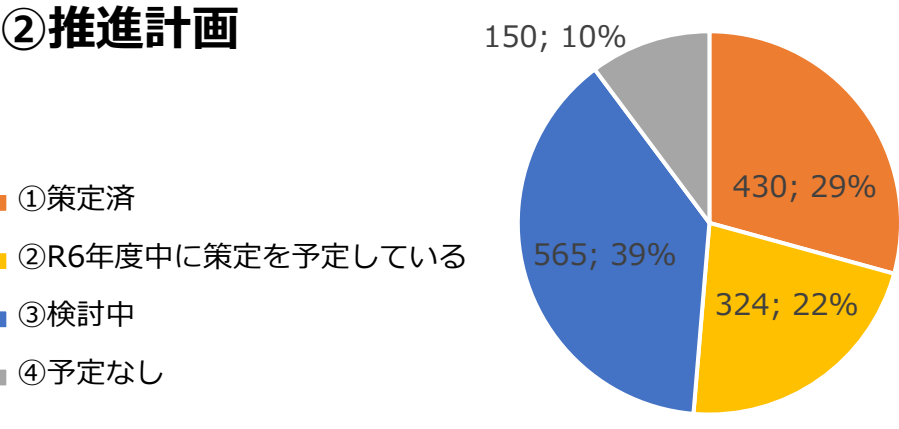
1.協議会・推進計画の整備状況

3/4以上の自治体が、令和6年度中までに協議会を設置済みもしくは設置予定と回答。
半数以上の自治体が、令和6年度中までに推進計画を策定済みもしくは策定予定と回答。
一方、設置・策定の予定なしと回答した自治体もそれぞれ約1割見られる。

①協議会



②推進計画



推進計画の策定状況 協議会の設置状況\	策定済	策定予定 (令和6年度中)	検討中	予定なし	総計
設置済	392	219	259	50	920
設置予定 (令和6年度中)	15	93	93	10	211
検討中	8	7	193	12	220
設置したが解散した	7	1	4	0	12
設置予定なし	8	3	15	78	104
総計	430	323	564	150	1,467

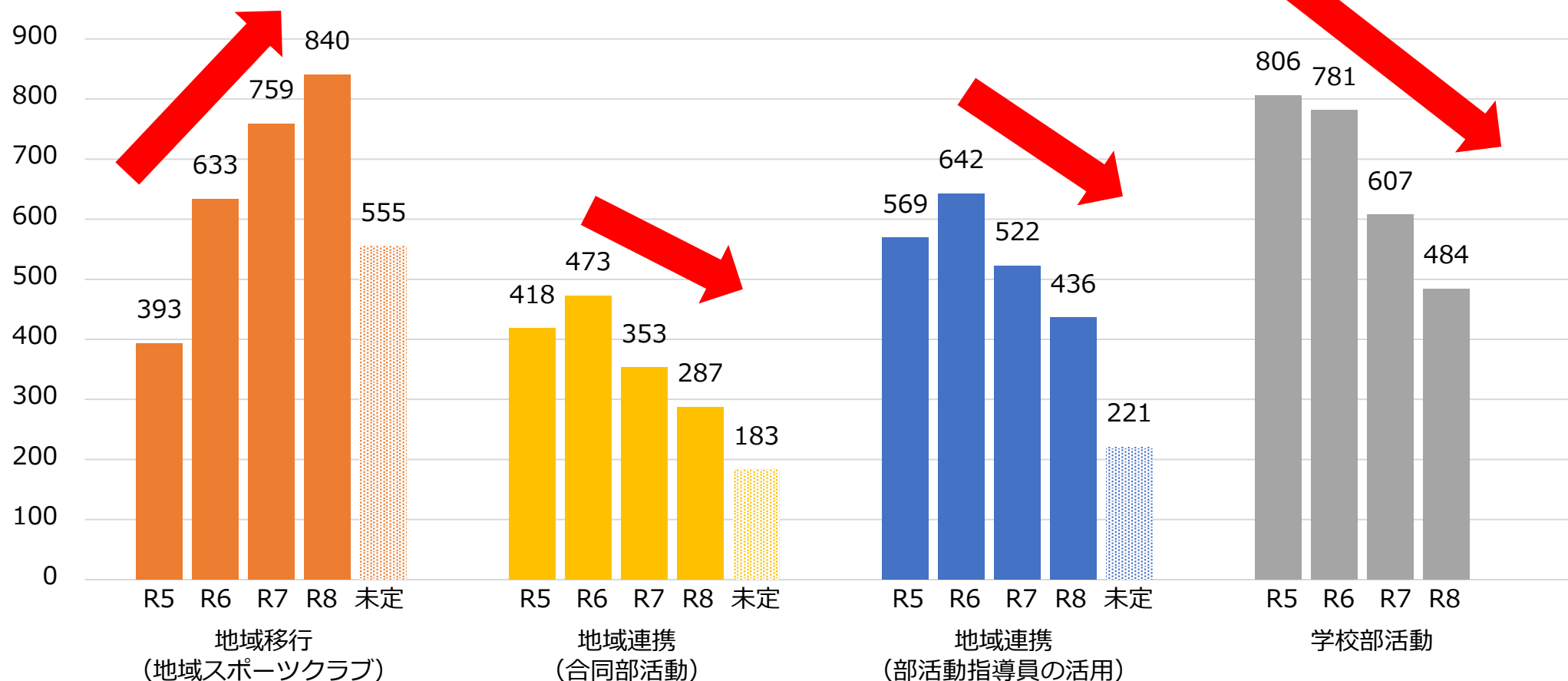
(出典) スポーツ庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（速報値）（令和6年8月）」

2-3. 休日の部活動の地域連携・地域移行の動向（自治体数）

地域移行（地域スポーツクラブ）を実施する自治体数（※1）は令和6年度から漸増している。学校部活動を実施する自治体数は令和6年度から、地域連携（合同部活動／部活動指導員の活用）を実施する自治体数は令和7年度から漸減している。

※休日の部活動の実施に当たり、部活動を各類型で実施した／実施予定の自治体数を調査。

◆自治体数（各類型での活動を実施する自治体数）



※1 各年度の地域移行を実施した自治体数は、前年度までに地域移行の取組を完了した自治体数も含む

※2 学校部活動は従来の活動形態であるため、「未定」の選択肢は設けていない

※3 未定等により、年度ごとに回答率が異なるため、合計値は一致しない

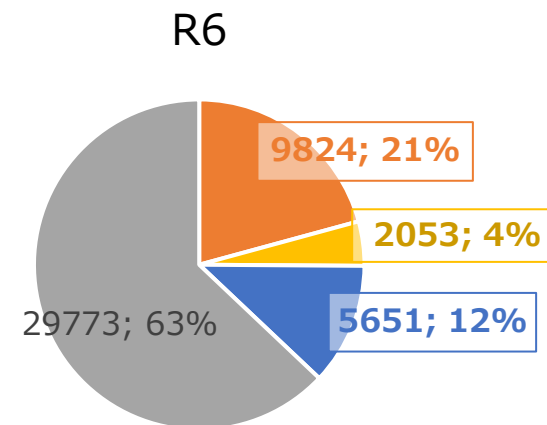
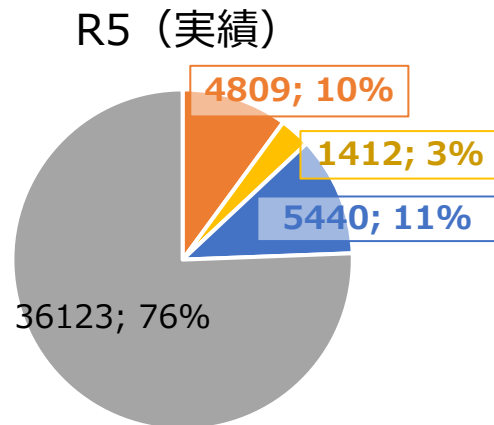
2. 休日の部活動の地域連携・地域移行の動向（部活動数）

令和5年度以降、地域移行（地域スポーツクラブでの活動）に取り組む部活動数（※1）は増加している。**令和7年度までには、23,308部活動（54%）が地域連携または地域移行（地域スポーツクラブでの活動）を予定している。**

※休日の部活動の実施に当たり、各類型で実施した／実施予定の部活動数を調査。

◆部活動数

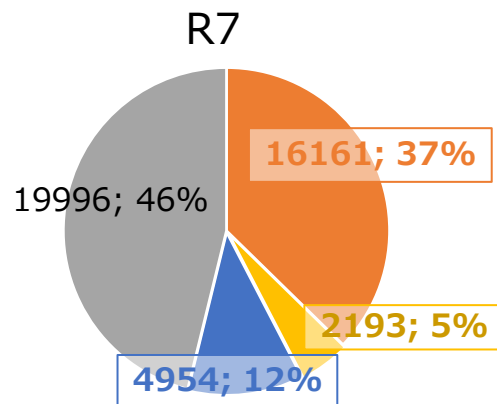
- 地域移行（地域スポーツクラブ）
- 地域連携（合同部活動）
- 地域連携（部活動指導員の活用）
- 学校部活動



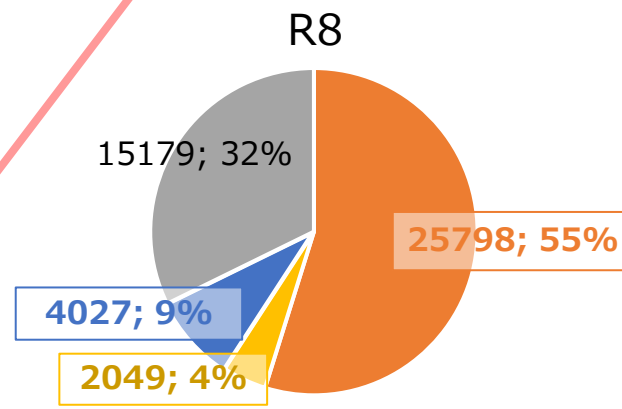
- ※1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数も含む
- ※2 未定等により、年度ごとに回答率が異なるため、合計値は一致しない
- ※3 調査票では、令和5年度～令和8年度その他、地域移行（地域スポーツクラブ）は「令和9年度以降」「時期未定」、地域連携・学校部活動は「時期未定」の回答欄を設けたため、令和6年度以降の集計には一部の部活動は含まれない

地域連携または地域移行を実施する部活動数：
11,661部活動（24%）

17,528部活動（37%）



23,308部活動（54%）



31,874部活動（68%）

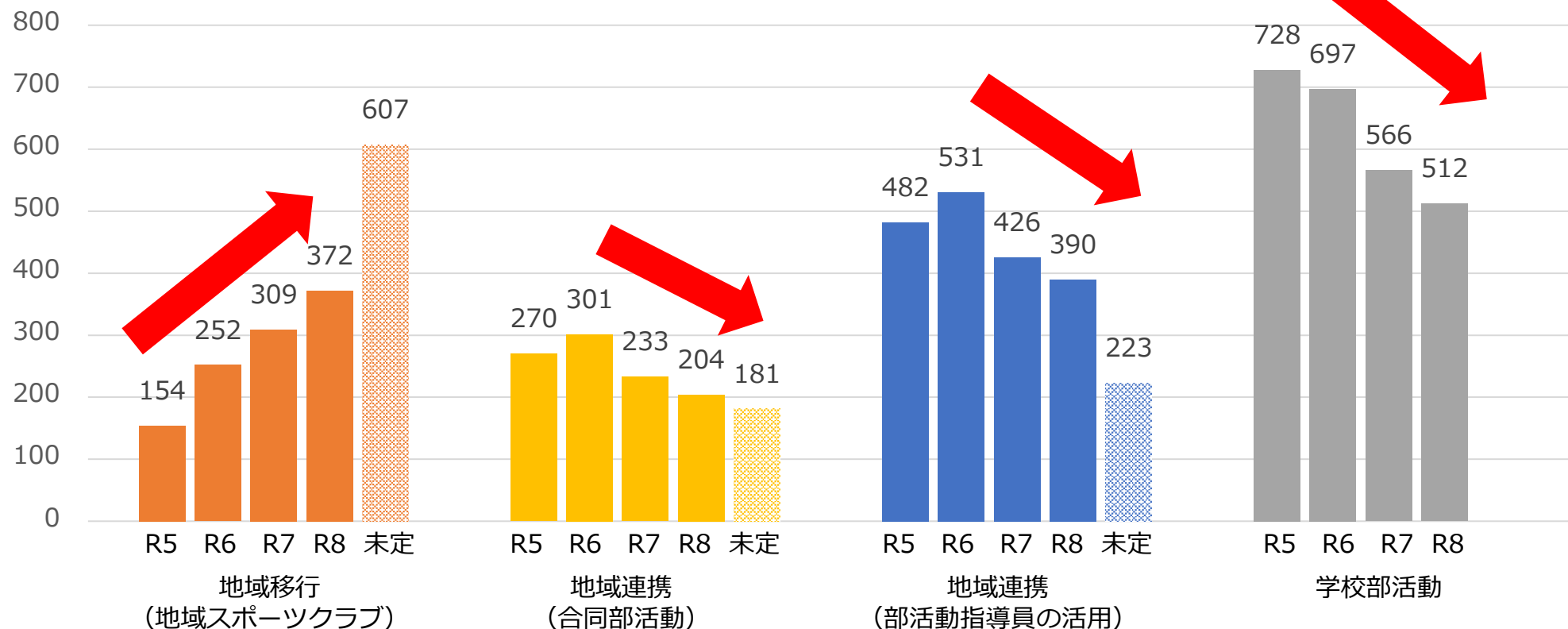
3-3. 平日の部活動の地域連携・地域移行の動向（自治体数）

平日の部活動においても、休日同様、地域移行（地域スポーツクラブ）を実施する自治体数（※1）は令和6年度から漸増している。

学校部活動を実施する自治体数は令和6年度から、地域連携（合同部活動／部活動指導員の活用）を実施する自治体数は令和7年度から漸減している。

※平日の部活動の実施に当たり、部活動を各類型で実施した／実施予定の自治体数を調査。

◆自治体数（域内で各形態での活動を実施する自治体数）



※1 各年度の地域移行を実施した自治体数は、前年度までに地域移行の取組を完了した自治体数も含む

※2 学校部活動は従来の活動形態であるため、「未定」の選択肢は設けていない

※3 未定等により、年度ごとに回答率が異なるため、合計値は一致しない

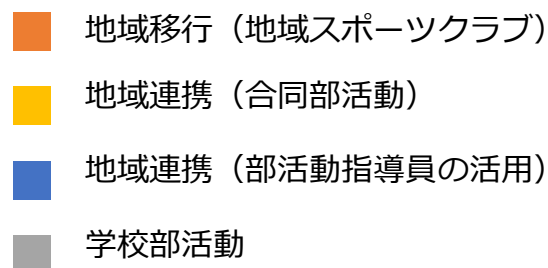
（出典）スポーツ庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（速報値）（令和6年8月）」

3-1. 平日の部活動の地域連携・地域移行の動向（部活動数）

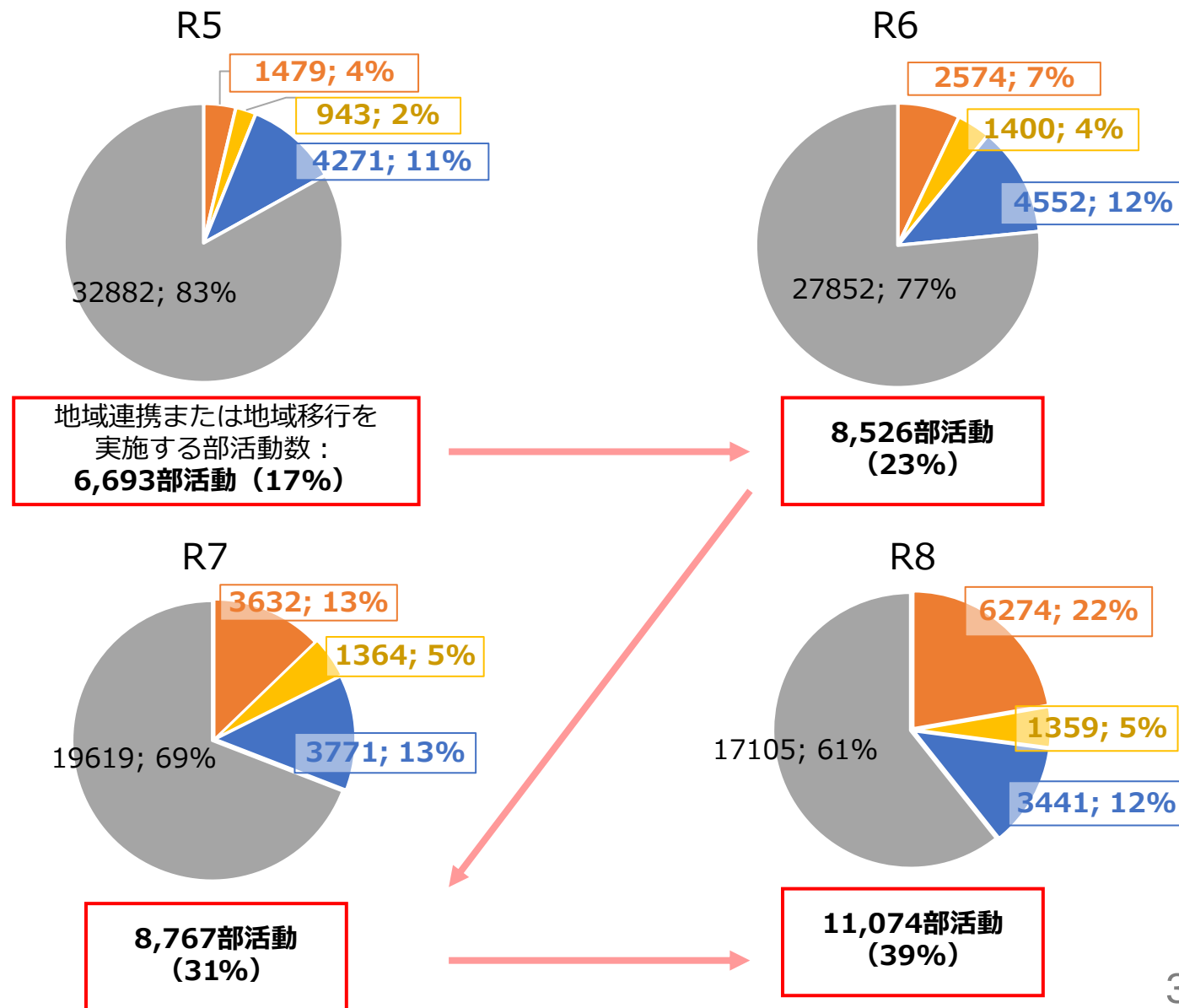
令和5年度以降、地域移行（地域スポーツクラブでの活動）に取り組む部活動数（※1）は増加している。令和7年度までには、**8,767部活動（31%）**が地域連携または地域移行（地域スポーツクラブでの活動）を予定している。

※平日の部活動の実施に当たり、各類型で実施した／実施予定の部活動数を調査。

◆部活動数



- ※1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数も含む
 ※2 未定等により、年度ごとに回答率が異なるため、合計値は一致しない
 ※3 調査票では、令和5年度～令和8年度その他、地域移行（地域スポーツクラブ）は「令和9年度以降」「時期未定」、地域連携・学校部活動は「時期未定」の選択肢を設けたため、令和6年度以降のカウントでは一部の部活動が含まれていない



中学校休日部活動の地域移行スケジュール

令和6年度作成

これまでの経緯と改革の方向性

令和4年度は準備の年として、各種会議の開催、先行事例の普及、指導者確保などを実施。令和5年度は移行初年度として、国予算(実証事業)を活用しながら、地域移行を推進。令和6年度は、引き続き国の事業を活用し、休日部活動の地域移行を進めていくとともに、移行後の地域クラブのフォローアップをしていく。令和7年度末までに、休日部活動を地域クラブ活動へ移行することを目標とする。

改革の方向性

- ◆指導者への謝金を補助する支援や、部活動の受け皿となる運営団体への支援
- ◆地域移行に向けた調整を行うコーディネーター配置や、県・市町村に事務局を設置
- ◆指導者育成のための研修会を継続開催、指導者不足の解消のための指導者バンクの整備

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
	準備期間		改革推進期間			休日の地域クラブ活動開始	
地域クラブ活動移行目標値			43.2 % 784部/1,815部	75 % 1,362部/1,815部	100 % 1,815部/1,815部	平日部活動の段階的な地域移行	
検討会・推進会議	推進会議 年3回	推進会議 年3回	地域クラブ活動推進会議 年3回			運営団体の体制が整備され、休日部活動が地域クラブ活動に移行完了したところから、平日部活動の段階的な地域移行を進める	
		在り方検討会 年5回	地域クラブ活動推進コーディネーター会議 年8回	地域クラブ活動推進コーディネーター会議 年8回 予定	地域クラブ活動推進コーディネーター会議 年8回 予定		
先行事例の普及	羽島市 下呂市 安八町 北方町		地域クラブ活動体制整備事業 ・コーディネーター配置 ・運営団体の体制整備 ・合同部活動の推進 ・地域指導者配置	県内・県外の課題解決例の普及 R5地域クラブ体制整備事業の成果を踏まえて事業を展開 【国の事業を積極的に活用】 県内・県外の運営団体の好事例の普及			
運営団体の整備		中学校運動部活動地域移行推進事業（実証調査）	運営団体及び実施主体の体制整備 持続可能な運営団体及び実施主体の在り方について実証的検証	運営団体及び実施主体の体制整備 ・運営団体・実施主体の基盤強化 ・運営団体を担う人材の育成 ・運営組織の実証検証	・運営団体・実施主体の組織力向上の在り方 ・運営団体の持続可能な自主運営の実証検証 ・地域で支える運営団体の在り方	運営団体が平日の地域クラブも運営できる体制整備を進める	
指導者確保と要請		認定書発行者 326名	地域クラブ指導者育成研修会				
			認定書発行者 460名	認定書発行目標 1000名	新規指導者の確保	認定書の更新及び新規指導者の確保	
県人材バンク登録			県人材バンクシステム運用				
			人材バンク登録者 120名	人材バンク年間登録目標 100名	人材バンク年間登録目標 800名	新規登録者の継続的募集	
推進体制	ガイドライン策定	現行ガイドライン運用及び次期ガイドライン検討					ガイドライン見直し策定
	部活動改革係設置	地域移行に係る事務局設置（相談窓口）					

4. 今後の方向性等

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議

実行会議

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議

【主な議事】

- 地域クラブ活動への移行に係る課題の整理・解決策について
- **令和8年度以降の地域クラブ活動への支援方策等について**
- **ガイドラインの見直しの論点整理について**

【委員構成】各団体の役員等

(経済界、地方団体、推進自治体、学校関係者、PTA、スポーツ・文化団体、弁護士、マスコミ等)

【開催頻度】 3回程度／年

※スポーツ庁、文化庁が合同で開催。

WG

地域スポーツクラブ活動WG

【主な議事】

- 実証事業の取組状況等を踏まえた課題の整理や解決策の検討
- 地域クラブ活動のモデル・プロセス等の分析、受益者負担と公的支援のバランスを踏まえた今後の支援の在り方(困窮世帯への支援含む)
- 対面とデジタルの最適な組み合わせ
- ガイドラインの見直しに向けた論点整理

【委員構成】各団体の実務者等

(推進自治体、学校関係者、事業者、スポーツ団体、競技団体等)

【開催頻度】 4回程度／年

※スポーツ庁

地域文化芸術活動WG

【主な議事】

- 実証事業の取組状況等を踏まえた課題の整理や解決策の検討
- 地域クラブ活動のモデル・プロセス等の分析、受益者負担と公的支援のバランスを踏まえた今後の支援の在り方(困窮世帯への支援含む)
- 対面とデジタルの最適な組み合わせ
- ガイドラインの見直しに向けた論点整理

【委員構成】各団体の実務者等

(推進自治体、学校関係者、文化団体、実践団体)

【開催頻度】 4回程度／年

※文化庁

※上記の他、地域スポーツクラブ活動体制整備事業において、実証事業等の調査・分析を実施

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

（１）改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。
（地理的要因や障害の有無等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ることが重要）
 - 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
 - 生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わる力を身につけることを含めた、スポーツ・文化芸術の役割や意義も尊重する必要。
- ※改革を実現するための手法を考える際には、教師の負担軽減を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。

（２）地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。
＜新たな価値の例＞
生徒のニーズに応じた多種多様な体験（１つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとられない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、地域クラブ活動の定義・要件や認定主体、認定方法等を国として示す必要。

（３）地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。
【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく + ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。

（４）改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと。 ● 具体的手法は地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること。
- 活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること。 ● 対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること。
- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。

2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を完了している地方公共団体や、令和7年度末又は8年度末までの完了を目指している地方公共団体も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。

3. 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあった望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。
※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

改革の 進め方	・<u>休日</u>については、<u>次期改革期間内に、原則、全ての部活動において地域展開の達成を目指す</u>。 ※地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの達成を目指すことが望ましい。 ※<u>中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施</u>。 ・<u>平日</u>については、<u>各種課題を解決しつつ更なる改革を推進</u>。まずは、<u>国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める</u>。
次期 改革期間	「<u>改革実行期間</u>」（<u>前期：令和8～10年度</u> ⇒ <u>中間評価</u> ⇒ <u>後期：令和11～13年度</u>） ※現時点で着手していない地方公共団体においても、<u>前期の間に休日の地域展開等に着手</u>。 ※<u>平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進</u>。
費用負担 の在り方等	・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、<u>受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討</u>する必要。 ・公的負担については<u>国・都道府県・市区町村で支え合う</u>ことが重要。 ・企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、<u>新たな財源の確保も有効に組み合わせ</u>ていくことが重要。 ・<u>家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要</u>。

※改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、社会教育施設、民間事業者、大学、スポーツ推進委員等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要。

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要。

5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 今後、こうした地域クラブ活動の意義や地域展開の進捗等の実態を踏まえつつ、学習指導要領の次期改訂時にあわせて、部活動と地域クラブ活動に関する記載の在り方を検討（具体的な内容については、最終とりまとめまでに更に検討を深める）。

【各論（個別課題への対応等）】 ※実証事業における取組・成果の分析等も踏まえ、最終とりまとめまでに更に検討を深める。

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備（組織体制・財務基盤の整備、ICT活用による事務処理の効率化等）
2. 指導者の質の保障・量の確保（多様な人材の発掘・マッチング・配置、大学生の活用、指導を望む教師の兼職兼業の推進、ICTの効果的活用、指導者資格の在り方検討、研修の充実、平日と休日の一貫指導（地域クラブと学校の連携強化等）等）
3. 活動場所の確保（学校施設の優先利用・使用料の減免等のルール作り、スマートロック等による鍵の受け渡しの負担軽減、指定管理者制度の活用促進等）
4. 活動場所への移動手段の確保（スクールバスの有効活用、地域公共交通との連携等）
5. 大会やコンクールの運営の在り方（地域クラブの参加促進、運営体制の整備・運営方法等（教師の引率等の負担軽減等を含む））
6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進（効果的な周知・広報等）
7. 生徒の安全確保のための体制整備（事故等の防止、暴力・暴言等の不適切行為の防止、生徒及び指導者の保険への加入、地域の専門家のネットワーク化、トレーナーの効果的な活用・資格の在り方検討等）
8. 障害のある生徒の活動機会の確保（体制整備等において考慮すべき特有の事情等）

5. 地域クラブ活動の推進と地域スポーツ環境の整備

地域住民やスポーツ団体等による主体的なクラブ運営

静岡県焼津市

地域クラブを「市民の新たな活躍の場」と考え、行政主体ではなく任意団体設立型での地域移行を推進。

◆ 特徴的な取組

地域住民やスポーツ団体が種目ごとに任意団体を設立

課題

- 焼津市では令和4年度から段階的に休日の部活動の地域移行を開始。（生徒のニーズに合わせ、新しい種目や廃部になってしまった種目も新たに開設）
- 今後も地域において持続的にスポーツの場を提供していくためには、行政主体ではなく地域住民やスポーツ団体等が主体的にクラブ運営を行うことが重要である。

対応

- 地域のスポーツ指導者を代表者として種目ごとに任意団体を設立。現在、12種目が休日を中心に「焼津市地域クラブ活動」として活動し、市内全中学校から参加者を受け入れている（クラブによっては平日の活動も行っている）。
- 行政主体ではなく各団体が自立して地域スポーツクラブ活動を運営しており、各団体の運営費は、受益者負担で賄われている（1人当たり500～3,500 円/月）。
- 市においては、年間の活動計画書の確認や現場視察等によりガイドラインに沿った活動がされているかを確認。また、地域スポーツクラブを新設する際には、推進委員会を立ち上げ、クラブ規約等作成への助言等を実施。運営マニュアルを市から提供している。



焼津市地域クラブ活動リーフレットより抜粋



やいづ海洋クラブ ボート漕艇の様子

◆ 今後の方向性・取組

地域スポーツクラブの円滑な運営への支援

- 個人種目や競技人口の少ない種目から地域スポーツクラブ化を進めている。令和5年度より、野球やサッカー等の団体種目の地域スポーツクラブ化に向けた検討を始めている。
- 各団体の運営者からは、集金や会計経理、連絡調整等の運営事務に課題を感じるという声も多い。事務作業の効率化を図るため、中学校で使用しているGoogle Classroom等のアプリを活用するクラブもあり、研究を進めている。

複数の市区町村による広域連携の取組

◆ 長野県南佐久郡

(令和6年4月1日時点)



- 6町村（佐久穂町・小海町・北相木村・南相木村・南牧村・川上村）
- 人口：22,445人
- 中学校数：4校（公立）
- 生徒数：507人

● 現状・課題

- ・中学校の生徒数は、10年前に比べて約75%に減少
- ・集団競技を中心に学校単独でチームが作れず、大会に参加できない状況も発生
- ・郡内のスポーツ少年団は数が少なく、スポーツクラブや総合型地域スポーツクラブはない

➤ 6町村が連携した地域クラブ活動

- ・拠点校方式合同部活を経て、令和5年度から休日の部活動を段階的に地域クラブ活動へ移行
- ・平日の部活動の移行についても着手

▼ 8部活動で実施

令和6年度 南佐久の部活動と休日の活動（5月9日現在）

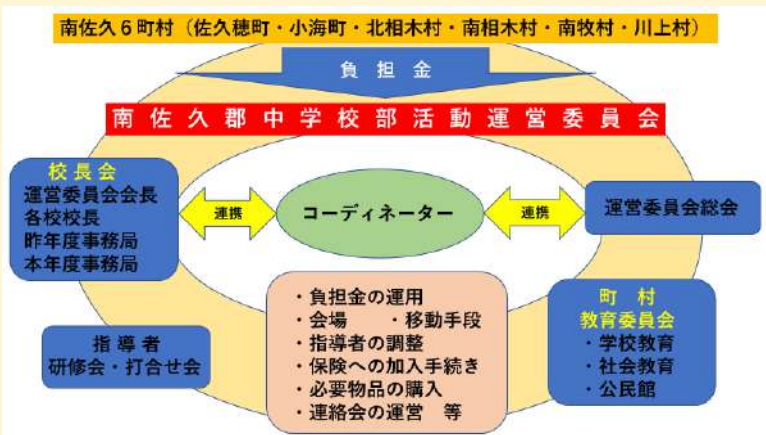
部活	種類	川上中	南牧中	小海中	佐久穂中	大日向中	指導者	
							教員	地域
野球	単（合同）	単	合同	単	単			
サッカー	拠点	0	3	15	15	1	6	1
女バレー	単・拠点	単	6	14	単		3	1
男バレー	拠点	0	0	2	11		3	0
女バスケ	拠点（2）	0	6	7	14	3	3	2
男バスケ	拠点	0	5	0	17	1	2	2
軟式テニス	単	単			単			
陸上	拠点・団体	23	7	2	団体		2	1
スケート	単	単	単	単	単			
卓球	拠点・単	4	5	11	単		3	1
柔道・剣道	単・団体	単	団体	団体	団体			
吹奏楽	単	単	単	単	単			
美術	単	単	単	単	単			
指導者合計							22	8

▼ サッカー部がなかった学校の生徒も大会に出場



➤ 運営体制

- ・令和5年4月「南佐久郡中学校部活動運営委員会」設置
- ・統括コーディネーターを中心に関係者と連携
- ・4校校長会で情報共有・意見交換を実施
- ・6町村からの負担金については、人口に応じて算出



➤ JR線利用料補助、町村所有バスの活用

- ・赤字路線の活性化と休日における生徒の移動手段の両立を目指す
- ・平日の活動や大会参加時に町村所有のバスを使用

複数の市区町村による広域連携の取組

◆長野県千曲市・坂城町

(令和5年5月1日時点)



- 人口：千曲市（約58,000人）
坂城町（約14,000人）
- 中学校数：5校（公立）
- 生徒数：1,747人

➤ 2町が連携し「千曲坂城クラブ」を設立

- ・令和5年度から段階的に取り組み、令和7年度までにすべての休日部活動を地域クラブへ移行予定
- ・令和6年度は、18の専門部を開設
- ・一部の専門部で平日の部活動の移行についても試行

「千曲坂城クラブ」は、どんなことを目指したクラブ？

～「千曲坂城クラブ」の目指す姿～

⇒みなさんやお家の方、地域の方の多様なニーズに可能な限り応じたクラブを目指します。

- ・「もっと強くなりたい」「専門的指導を受けたい」「〇〇をやりたい」「楽しみたい」といったみなさんの声に可能な限り応えるクラブにします。
- ・「こんな経験をさせたい」「様々な活動で成長させたい」といったお家の方の期待に応えるクラブにします。
- ・「子どもたちに教えたい」「子どもたちに伝えたい」「この活動を普及させたい」といった地域の方の願いに応えるクラブにします。
- ・「アーバンスポーツ」「ゆるスポ」「部のなかった文化活動(例:将棋・百人一首等)」も指導者が入れれば、立ち上げが可能となります。

⇒クラブ指導者として活動したい先生方は「兼業等承認願い」を得て参加することができますようにします。

⇒「長野県中学生期のスポーツ活動指針」「長野県中学校の文化部活動方針」「更埴地区中学校部活動大綱」を踏まえて、健康に配慮して活動を進めます。

⇒千曲市・坂城町に住む多くの方々に参画いただき、千曲市・坂城町の新たなスポーツ・文化芸術環境を構築するクラブを目指しています。

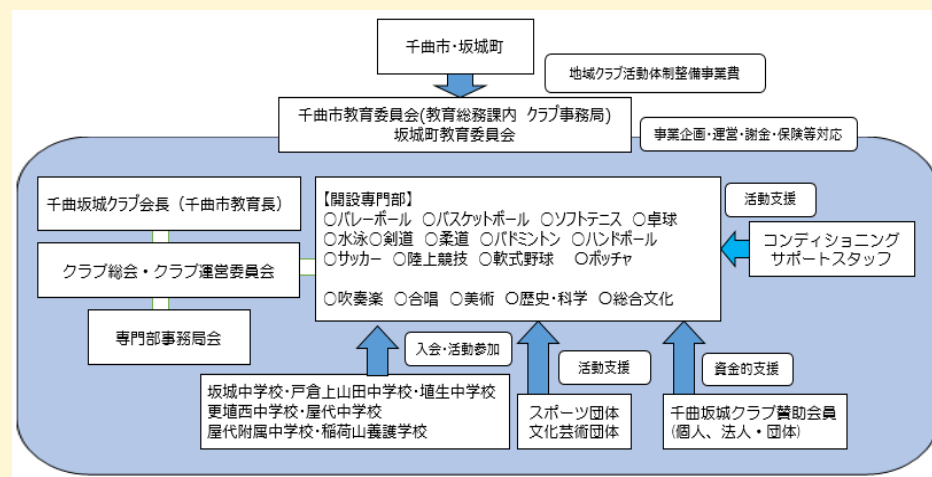
知・徳・体の備わった豊かな人間を、学校を含めた地域で育てます！

● 現状・課題

- ・少子化により学校単位の部活動の存続が困難に
- ・「もっとやりたい」「専門的な指導をして欲しい」「もっとゆるく仲間と楽しみたい」等、生徒のニーズの多様化

➤ 運営体制

- ・千曲市教育委員会教育総務課内にクラブ事務局を設置
- ・総括コーディネーターが関係者との連絡調整等を実施
- ・予算については中学校生徒比で算出



➤ マイクロバス・タクシーによる学校間移動支援



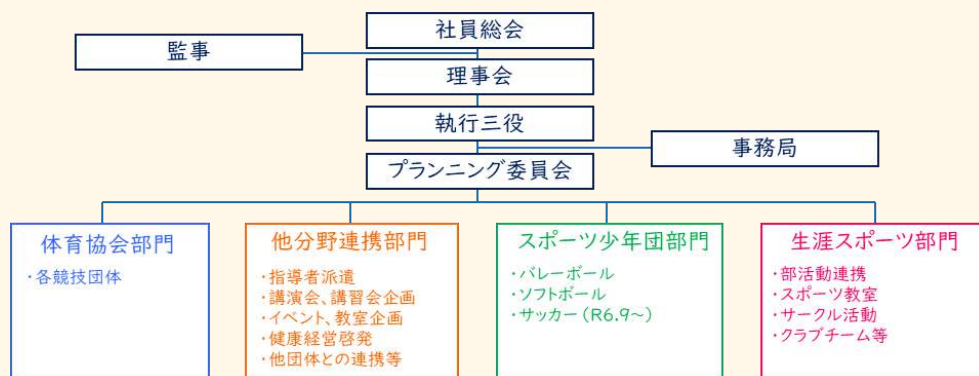
新たなスポーツ・文化芸術環境の構築を目指す

地域のスポーツ団体が1つになって幅広い住民へのスポーツ機会を提供

岐阜県白川町

体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団が1つになって幅広い地域住民へのスポーツ機会を提供

- 保護者が担っていた学校部活動と連携した取組を平成21年から総合型地域スポーツクラブ（チャオ白川スポーツクラブ）が引き継ぎ、下校後の時間にスポーツ活動の機会を提供。
- 将来的に町の公共スポーツ施設の管理を担う団体が求められていた背景等があり、平成25年に町議会とスポーツ団体との懇談会が開催され、町内のスポーツ団体を一つにまとめる話し合いが開始。
- 話し合いや検討等を重ねて、平成29年3月に、体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ（チャオ白川スポーツクラブ）が1つになった一般社団法人スポーツリンク白川を設立。
- 平成29年度からスポーツリンク白川が町の公共スポーツ施設の一部を指定管理。
- 平成30年、平成31年には、廃部になったS中学校の女子ソフトボール部と男子バレーボール部に代わるクラブをスポーツリンク白川の活動として実施。令和5年度には、男子バレーボール部が中体連の大会にも参加。
- 今後の中学校の統合を見据え、令和9年度以降、スポーツリンク白川が運営団体として新たな地域クラブ活動を担う方向で検討中。



一般社団法人スポーツリンク白川の組織体制



複数団体が1つの組織となり、
法人格を取得した団体として、
公共スポーツ施設の指定管理者
としての役割も果たすとともに、
幅広い地域住民へのスポーツ機会を提供

部活動の地域展開

令和8年夏、部活動廃止 様々な地域団体が運営する ” かけがわ地域クラブ ” へ

掛川市スポーツ協会

学校部活動の種目を中心に各種目の地域クラブを創設



Point1 現在の部活動の種目もできる限り継続できるように

Point2 部活動の枠組みにとらわれない柔軟な体制を導入
～複数地区の参加・新たな種目・ニーズに合わせた活動量～

Point3 学校会場を有効に利用して移動や送迎の負担軽減

掛川市文化財団

その他の地域団体等

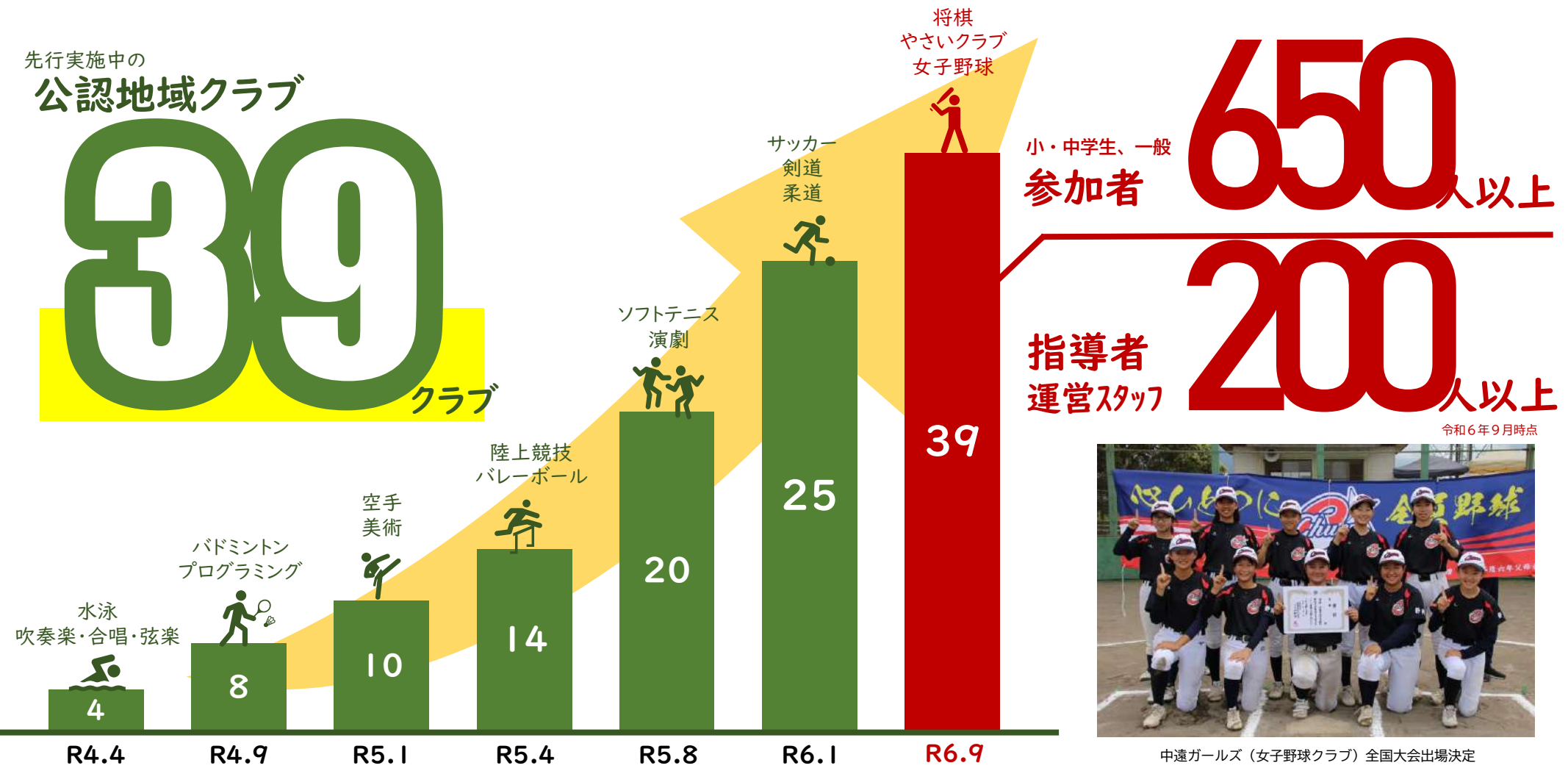
特色あるクラブを創設



Point4 様々なクラブを教育委員会が公認して連携

Point5 新規クラブ創設をチャレンジする方を支援

地域に新たなコミュニティが形成



出典：掛川市教育委員会作成資料

クラブの創設・運営をサポートする仕組み

チャレンジする指導者を支える仕組みも構築

R6.4 創設

地域クラブサポートセンター

～ 地域クラブ創設のチャレンジを応援します！ ～



Point 1

クラブ創設相談

①活動会場の調整



校舎活用
推進中

②クラブ会則作成の支援

③他クラブとの連携と調整

④指導希望者の紹介

⑤運営支援システムの事例紹介

Point 2

広報活動支援

①子どもや保護者への広報

②広報パンフレットへの掲載

③掛川市HPへの募集案内掲載



掲載料
無料

Point 3

研修機会提供

令和5年度受講実績：63人

①資質向上研修

②安全管理研修（救命講習）

③子ども理解研修



参加費
無料

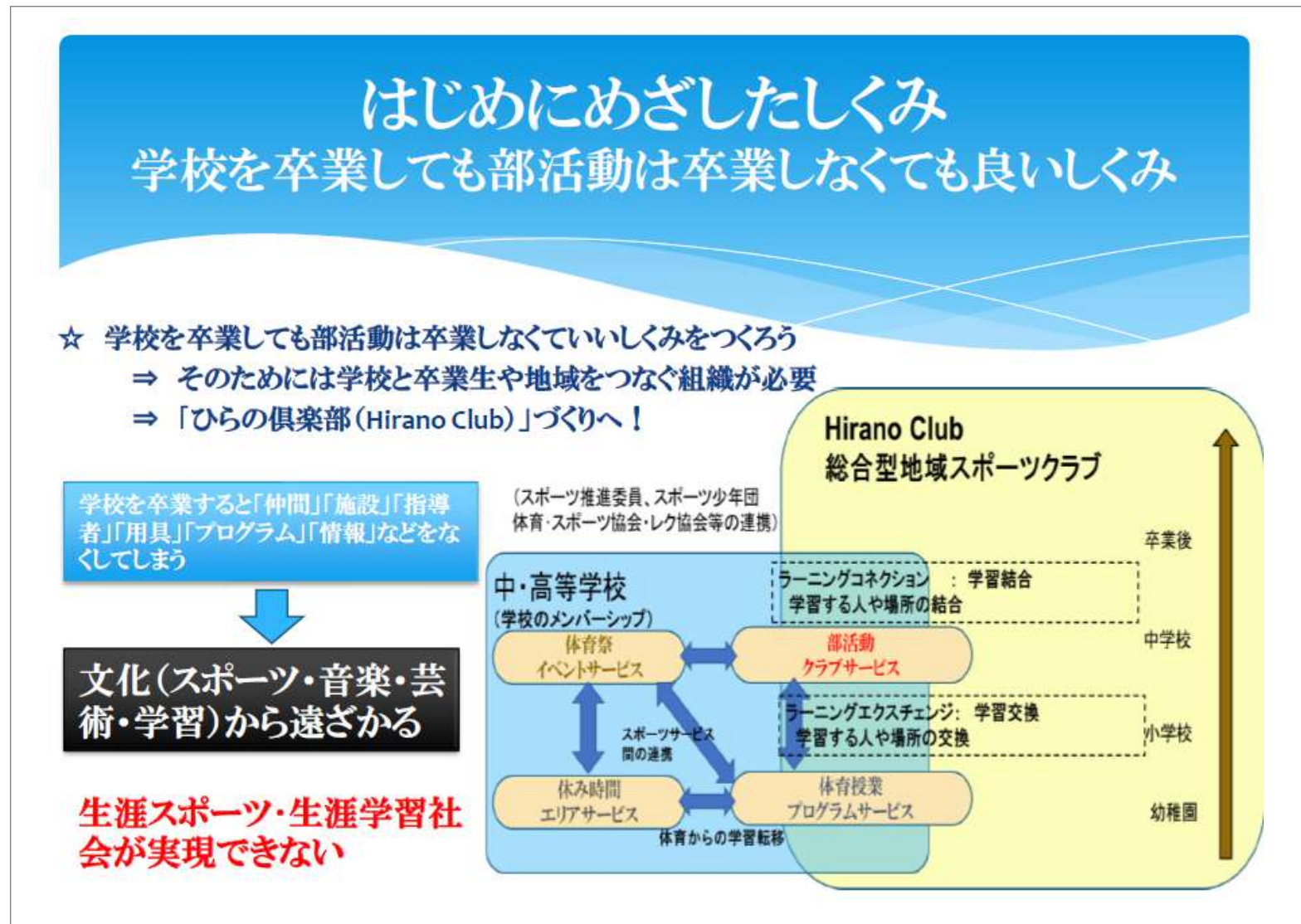
④コーチデベロッパー派遣研修

⑤公認地域C代表者連絡会

生徒が地域クラブ活動の運営に参画して活動を支える

◆ 参考：ひらの倶楽部（Hirano Club）の構想

→ 学校を卒業しても部活動は卒業しなくても良いしくみ



※出典：神戸親和大学松田雅彦教授発表資料

生徒が地域クラブ活動の運営に参画して活動を支える

- ◆ 参考：NPO法人希楽々（新潟県村上市）の新しいカタチの部活動、融合型部活動
→ 参加していた生徒が、社会人になってクラブの活動を支える人材に！

新しいカタチの部活動（H24～H27）

- ①部活動にない種目 女子バスケットボール「J・G・B・C」
- ②やりたい生徒・新設懇願の保護者・新設はできない学校
- ③学校・保護者・希楽々で合意形成【部活動に準ずる活動】
- ④「新しいカタチの部活動」とネーミング
- ⑤クラブ管理下・放課後バスで迎え・週4日・中学校3校17名
- ⑥財源・・・受益者とクラブで負担
- ⑦クラブ事業のボランティア参加

融合型部活動の前身



地域で活躍する スポーツユースボランティア (スポーツ少年団リーダー)

高崎市新町地域 親善体育大会の活躍

この青少年達の活躍が地域からの 信頼を得ている原動力

子ども達のプログラムは、スポーツクラブが
企画運営全てを担当

- ・ 体育大会の進行役は大学生担当
- ・ 幼児から小学生対象の障害物競走の
企画運営は、中学生と高校生担当
- ・ スポーツクラブとスポーツ少年団対抗
リレーも企画運営は、中学生と高校生担当
- ・ その他、大会運営補助全般担当



スポーツ基本法

～ 多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツを支える好循環 ～

50年ぶりに「スポーツ振興法」が全面改正され、平成23年6月に制定された「スポーツ基本法」では、スポーツに関する基本理念を定め、国・地方公共団体の責務やスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項が規定されている。

そして、同法の前文では、「地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。」と規定されている。



※出典：平成26年度「地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト」、「拠点クラブ」を核としたエリアネットワーク構築に関する実践研究報告書

学校施設の共同利用

- ✓ 北海道安平町立早来学園（義務教育学校）は、体育館（アリーナ）や家庭科室、美術室、音楽室などを生徒と住民が利用できる「共用エリア」とし、ICTを活用した予約システムやスマートロックを導入してセキュリティを確保するとともに、教員の労力に頼らず、学校施設の共同利用を実現。



※出典：文部科学省ウェブサイト (https://www.mext.go.jp/co-sha/ideas/case_hayakita_00001.html)

6. 參考資料

Ⅲ. 連携・協働の推進に向けて

1. 連携・協働の推進に向けた環境醸成

(2) 分野毎の指針・通知の策定

① 教育・子育て・スポーツ分野

b) スクールバス車両の空き時間活用に係る取扱いの明確化

～児童生徒等の登下校以外の空き時間に、スクールバスを地域住民の移動手段や、**部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に係る移動手段の確保等のための用途に利用することが可能であることを取り組む意義や留意事項とともに明確化する。**

f) 部活動の地域連携・地域クラブ活動移行における移動手段の確保

部活動の地域連携・地域クラブ活動移行にあたり、複数の中学校の生徒が参加して合同部活動や地域クラブ活動を実施する場合には、他の中学校や公共施設等への生徒の移動手段を確保する必要がある。この際、**新たな路線の見直しや停留所の設定、ダイヤの調整等を通じた既存の地域公共交通や、AIオンデマンド交通等の新技術の活用について検討することが必要となることから、地方公共団体の交通部局と教育部局、スポーツ・文化部局等の間で、十分な調整を行うことが望ましい旨を、地方公共団体の関係部局に周知を行う。**

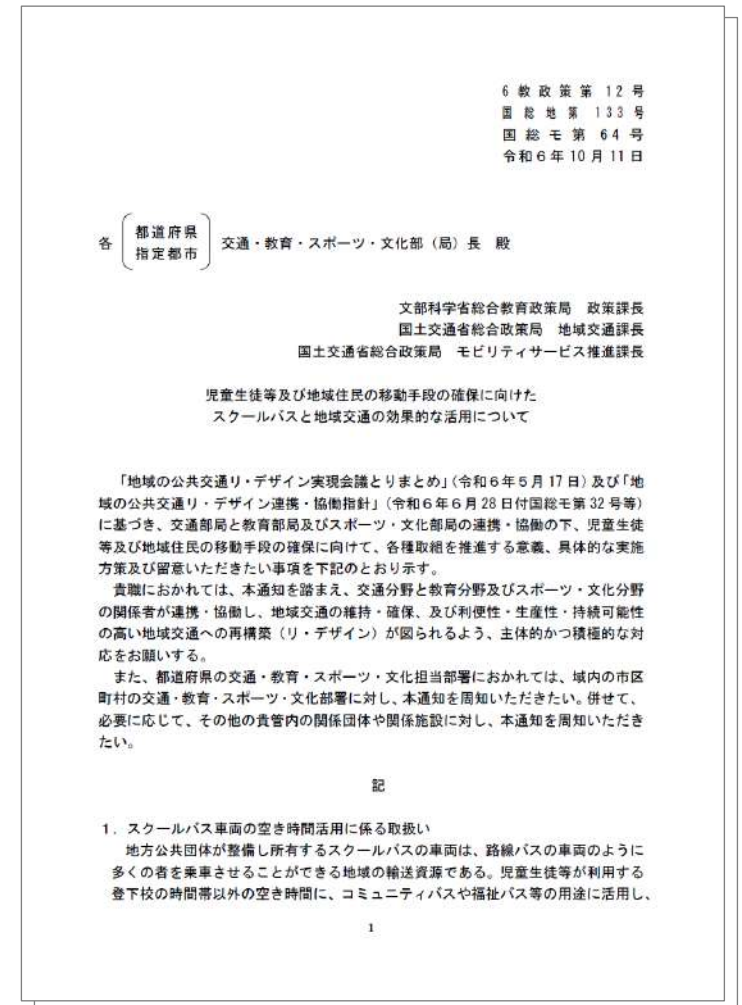


児童生徒等及び地域住民の移動手段の確保に向けたスクールバスと地域交通の効果的な活用について（令和6年10月11日）

✓ 令和6年10月11日に、**文部科学省と国土交通省が連名で**、
「児童生徒等及び地域住民の移動手段の確保に向けたスクールバスと地域交通の効果的な活用」に関する文書を発出。

✓ 本文書において、示されている項目は、以下のとおり。

1. **スクールバス車両の空き時間活用に係る取扱い**
2. スクールバスへの地域住民の利用（混乗）に係る取扱い
3. スクールバス運行の交通事業者への委託に係る取扱い
4. スクールバスの地域公共交通への集約に係る取扱い
5. **部活動の地域連携・地域クラブ活動移行における移動手段の確保**
6. **交通部局と教育部局及びスポーツ・文化部局との連携・協働の推進**
7. 相談体制



「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開

令和7年度予算要求額
・地域交通の「リ・デザイン」等に対する支援関係
約274億円（対前年度比1.28倍）

- 地域のバス・鉄道の減便・廃止や運転者の不足等により、地域住民の移動に不便が生じているという現状の改善や、我が国成長のエンジンである観光需要の地方誘客に向けた観光二次交通の確保は、待ったなしの課題。
- 「交通空白」解消に向け、「地域の足」「観光の足」の確保を強力に進めるとともに、デジタル技術も活用し、地域のあらゆる関係者が参画した連携・協働の取組を進め、地域交通の「リ・デザイン」を全国的に展開。

「交通空白」の解消

国土交通省「交通空白」解消本部（本部長：斉藤国土交通大臣、令和6年7月設置）

の下、全国各地で、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等を地域住民や来訪者が使えない「交通空白」の解消に向けて一気呵成に取り組む。

※岸田総理大臣指示

「第五に、二次交通の確保が不可欠であり、「交通空白解消本部」を司令塔として、地方公共団体と連携し、デジタルを活用しつつ、交通空白の解消と利便性の確保に取り組んでいただきたい。」（第24回観光立国推進閣僚会議（令和6年7月19日））

- 「交通空白」の課題が存在する自治体において
公共ライドシェア、日本版ライドシェア等の導入等を一気通貫で支援
地域における調査・合意形成、実証運行に係る車両・システム・運行費等の支援
- 官民連携、地域間連携、モード間連携による「交通空白」の解消を支援
（都道府県が先導・補完する「交通空白」解消に資する取組も後押し）
- 観光地や主要交通結節点等におけるアクセス・予約円滑化等の支援



多様な関係者の連携・協働等による持続可能な地域交通への進化

「デジタル田園都市国家構想実現会議」の下に設置された
「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」のとりまとめ（令和6年5月）を踏まえ、
デジタルの活用と関係省庁連携により実装

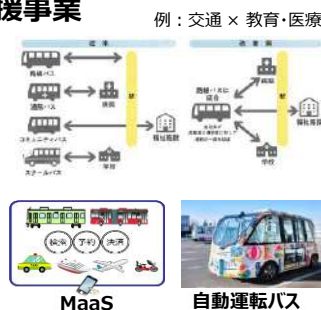
○共創モデル実証運行事業、日本版MaaS推進・支援事業

官民連携、交通事業者間連合、他分野との共創
MaaSの広域化 等

○地域公共交通計画・協議会のアップデート支援

モビリティデータの利活用、横断的・機動的体制 等

○自動運転の社会実装に向けた支援 等



- 交通DX・GXによる省力化・経営改善支援
配車・運行管理システムの導入・共通化、
データ利活用に資するキャッシュレス決済の導入支援 等

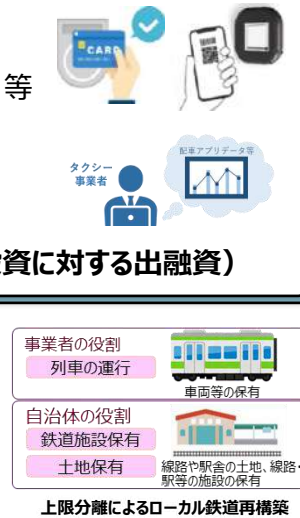
- 旅客運送事業者の人材確保
2種免許取得支援等の人材確保等

- 財政投融资（鉄道、バス、タクシー等のDX・GX投資に対する出融資）

- ローカル鉄道の再構築方針策定等の後押し

- 社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）
地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設

- EV車両・自動運転車両などの先進車両導入支援



地域公共交通の維持・確保等

○地域公共交通の維持・確保

地域公共交通計画に基づくバス路線等の運行支援
離島航路、航空路の運航支援 等



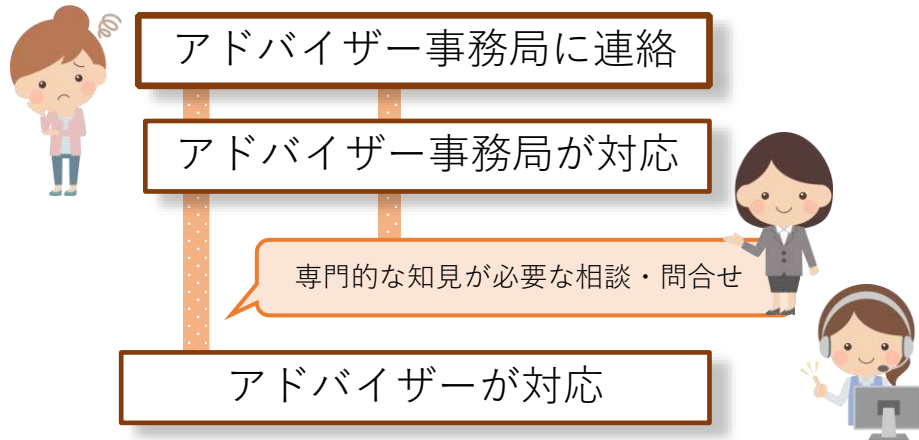
- 訪日外国人旅行者の地方誘客を支える
公共交通機関等における受入環境整備（観光庁予算）
多言語対応、車両大型化、観光車両の導入・改良等



地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局について

運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に向け、自治体における取組を支援するため、「地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局」を設置し、自治体からの相談・問合せに対応いたします。

利用フロー



※対応形式：オンライン会議、電話、現地訪問等

Q&A

01 アドバイザーに訪問を依頼する場合、費用は必要ですか？

助言・支援に係る費用はアドバイザー事務局が負担します。訪問に係る費用について、自治体の負担はありません。

02 自治体が主催する協議会や講習会で講演してもらうことはできますか？

学識経験者や学校関係者、スポーツ団体関係者など、幅広い知見を持ったアドバイザーによる講演対応も受付しています。

03 アドバイザー事務局は誰でも利用可能ですか。

本アドバイザー事務局は、都道府県・市区町村のご利用に限定させていただいています。

アドバイザー一覧

・石川 智雄 新潟県 長岡市教育委員会 学校教育課 部活動地域移行室 課長
・金崎 良一 長崎県 長与町教育委員会 教育長
・小出 利一 NPO法人 新町スポーツクラブ 理事長
・佐藤 嘉晃 静岡県 掛川市教育委員会 教育長
・澁谷 健一 公益財団法人 新潟県スポーツ協会 スポーツ推進課長
・友添 秀則 環太平洋大学 体育学部 教授

・西 政仁 奈良県 生駒市生涯学習部 スポーツ振興課長
・久田 晴生 長崎県教育庁 体育保健課 学校体育班 部活動地域移行推進リーダー
・松尾 哲矢 立教大学 スポーツウエルネス学部・大学院スポーツウエルネス学研究科 教授
・渡辺 靖代 一般社団法人 スポーツリンク白川 クラブマネージャー
・渡邊 優子 NPO法人 希楽々 理事長 ゼネラルマネージャー
新潟県 村上市スポーツ推進委員

(五十音順・敬称略)
※令和6年5月時点

問い合わせ先

○ホームページ <https://sports-club-advisor.jp/>
○電話 050-4560-2871 対応可能時間：10:00～17:00（土曜・日曜・祝日を除く）
○メール advisor@leifras.co.jp

